

第1回妹背牛町議会定例会 第2号

平成29年3月10日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
 - 1) 工藤正博議員
 - 2) 広田毅議員
 - 3) 赤藤敏仁議員
 - 4) 向井敏則議員
 - 5) 佐田恵治議員
 - 6) 田中一典議員
 - 7) 鈴木正彦議員
 - 8) 渡会寿男議員

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 工藤正博君 | 2番 佐田恵治君 |
| 3番 田中一典君 | 4番 石井喜久男君 |
| 5番 広田毅君 | 6番 鈴木正彦君 |
| 7番 渡会寿男君 | 8番 赤藤敏仁君 |
| 9番 向井敏則君 | 10番 宮崎博君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|--------|--------|
| 町長 | 寺崎一郎君 |
| 副町長 | 中山高明君 |
| 教育長 | 土井康敬君 |
| 総務課長 | 廣瀬長留次君 |
| 企画振興課長 | 三山弘君 |
| 住民課長 | 西山進君 |
| 健康福祉課長 | 石井美雪君 |
| 建設課長 | 丸岡隆博君 |
| 教育課長 | 浦本雅之君 |
| 農政課長 | 廣田徹君 |

農委事務局長	篠	原	敬	司	君
会計管理者	成	瀬	勝	幸	君
代表監査委員	高	橋	久	夫	君
農委会長	吉	澤	良	二	君

○出席事務局職員

事務局長	滝	本	昇	司	君
書記	北	口	幸	恵	君

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、工藤正博君、佐田恵治君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問をいたします。

きょうは、あの東日本大震災から2、162日目です。既に丸6年となりますが、破壊された原発の廃炉はなかなか進まず、復興もままならない日が続いています。賠償、除染、健康など課題が山積しています。一日も早い復興を願うものでもあります。

泊原発を抱える我が北海道も原発に頼らない自然エネルギーの転換も求められています。そんな中ですが、日本の食料の守り手がこの北海道であるということは疑う余地もありません。

質問の第1は、国の減反政策の廃止に関連し、質問します。米の生産調整、減反政策が平成29年産限りで廃止する、つまり今年限りであります。平成30年産からは、生産数量目標を設けてきた国にかわり、生産団体や都道府県でつくる協議会が生産計画の目安を示すことになり、道内でもその準備が始まっています。まさに今国は国民の食料を守ることを放棄したと言われても仕方ありません。日本の農家は、45年以上にわたる減反政策に振り回されながらも、耐え忍んで今日まで頑張ってきました。その結果が政府は後は野となれ山となれと言わんばかりについに放り出しました。国がどんな移行措置をとろうとも、日本の主食、米を本当に守ることができるのだろうか。これに加えて、平成30年度以降は農家向けの定額補助金も廃止されます。生産団体や都道府県でつくる協議会が消費者、外食産業などの需要を十分に酌み取った上で生産目標を積み上げることができるでしょうか。農家には、過剰生産が起きないのかという根強い不安もあります。政府は、既に飼料用米、つまり餌米、この米に多額の補助金を出すなど転作を奨励して主食用の米の生産を抑えていますが、それがいつまで通用するのでしょうか。ある報道では、つくり手の意欲と工夫で道産米の価値を高めることが望まれると農家に責任を負わせている報道もあ

ります。

率直に伺います。今の農政について、基幹産業を守ることに、一言では無理かもしれませんが、その思いをぜひ聞かせていただきたいと思います。

次に、税金の通知書にマイナンバーを記載することに関連して質問いたします。総務省は、今年5月に各事業者に郵送される市町村民税などの特別徴収税額の決定通知書にマイナンバーを記入するよう市町村に勧めています。今年6月の給料から住民税を天引きするために、各市町村は5月10日前後に事業者への従業員の税額が記載された決定通知書を郵送します。これまで通知書には従業員の名前、住所、税額が記載されていますが、マイナンバー制度普及のために総務省が書類の書式を変更します。5月に使用される通知書には、マイナンバー記入欄が設けられています。総務省は、自治体向けの通知などで番号を記載するよう指示しています。これは、昨年11月にもう既に報じられています。しかし、この通知書にマイナンバーを記載し、郵送することは、重大な個人情報の漏えいが危ぶまれます。そこで、今各地の地方議会で番号の記載中止を求めて陳情する動きが始まっていると言われていたのですが、通知書にマイナンバーを記載し、郵送することは、情報の漏えいが起こらないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、就学援助の新入学児童生徒学用品費について質問いたします。この新入学児童生徒学用品費については、今までは6月に支給されてきたという経過がありますが、本来は新学期開始前にこそ支給されるべきではないかと私は考えます。私は、以前就学援助の学用品を学用品費が間に合わなくて中学入学の子のために利子の高いカードローンを借りて制服をつくるしかなかったという悲痛な声を聞いたことがあります。親としても我が子に恥ずかしいという思いだけはさせたくないという強い思いで、本当につらい、せつない思いをいただろうと胸が裂ける思いをしたことがあります。

この支給時期について、昨年5月24日の参議院文教科学委員会で日本共産党の田村智子議員が2月から3月に支給するよう強く求め、その結果、文部科学省は児童生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけることを約束しました。また、道議会でも真下紀子議員の質問を受けて、昨年9月30日付で道教育長が就学援助事業の実施についてという通達を出しました。その中で、新入学児童生徒用品費、修学旅行費等は児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに給与することができるよう充分配慮する必要がありますと記されています。このような経過から、来年度からの入学生から支給を前倒しする自治体が広がっています。道内では、初めて実施するのが苫小牧市で、来年度の新中学生を先行して3月に前倒して支給することも明らかにしています。空知管内では、私が知る限りでは奈井江町が来年度から実施されるようであります。

今子供の貧困対策としても入学前の支給が徐々にふえてくる傾向にあると思われまます。その一方で、安倍政権が平成25年度から生活保護の扶助基準を引き下げたことによって、就学援助の認定基準が改正され、それに追随し、対象者が減らされている自治体も生まれていると言われていた。そこで、妹背牛町での児童生徒の就学援助受給状況、人数と新

入学児童生徒学用品費の金額がおおむねで結構ですが、わかればお伺いしたいと思います。加えて支給日は何月でしょうか。

最後に、乳がん検診は義務化にすべきという提案にどう応えていただけるのかについて質問いたします。日本女性の11人に1人が罹患すると言われてるのが乳がんです。年間5万6,000人余りが乳がんと診断され、そのうち約1万人が亡くなっています。乳房の摘出を受けたりすると、失う悲しみや不安などはその人にしか理解できないほどの経験を味わうことになるのではないのでしょうか。乳がんは、発見されたときは小さくても、それが急速に発育し、左右のわきの下のリンパ節や肝臓に転移しやすいと言われています。まさに一刻を争う対応が求められています。

ある人は、この病気の兆候に気づいたのは自宅で何げなく胸を手でさわった、そのときだと。小豆ほどのこりとしたものに触れました。乳腺炎かなと違和感があったものの、仕事がとても忙しくてすぐには病院に行かなかった。時は経過したけれども、札幌の専門病院を受診した。検査は良性だった。しかし、後日受けたMRI検査などで小さながんがあることがわかりました。この人は、自分の健康を過信していたと反省をしていました。しかし、多くの女性は仕事や子育てに追われていても、大きな病気をしたことがなく、ついつい乳がん検診をサボってしまうのではないのでしょうか。それが現実ではないでしょうか。

がんと診断されると、本人だけでなく周囲にも大きな心配をかけることになり、本人と家族の生活は一変してしまうことになります。それだけに乳がん検診の一部助成はされているものの、何物にもかえられない大切な女性の命を守るために、今こそがん検診は義務化すべきと提案いたします。マンモグラフィーやエコー検査も含めて、行政が支援し、検診を受けやすくする環境をつくるのが大切です。会社や農作業が忙しくとも検診は義務なのだ、こういう環境をつくり、行政が担保することが重要になります。夫や家族に遠慮がちになるのがお母さんなのです。妻なのです。女性なのです。行政としてさまざまなハードルがあるでしょうが、大切なのは実行するために何が必要か、命を守るというこの崇高な取り組みに意欲を持って進められるのかが今試されていると思います。笑顔あふれるまちづくりのために、乳がん検診の義務化に取り組む意欲をぜひ示していただきたいと思います。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 私から減反政策の廃止についてお答えをいたします。

国は平成30年より米の配分から撤退し、各地域市場経済に委ねるとしたことは、日本の主食として食料安保の意味からも納得できないものがあります。また、国はかわりにきめ細かい情報提供や需給見通しを出すと言われており、余り影響がないのではないかとされており、不安は解消できないものと思います。

一方、農業関係者からは、飼料用米の転換が進んだことや現在の需給動向から見ても極

端な価格変動は起こらないのではないかという声、また起こってほしくないという声が聞こえておりますが、絶対価格が下がらないという保証はなく、一度需給バランスが崩れ価格低下を招きますとそれをもとの価格に戻すことは大変難しいと思いますし、ただでさえ農家の経営が厳しい中、経営がもたないことが非常に懸念されるところでございます。

国では、これに対応するために収入保険制度の導入を予定しておりますが、基準収入を5中5、5年間の平均で算出することになっておりまして、これでは農家を守ることにはならないと思いますし、少なくとも戸別所得補償であったように生産費を補償するような基準収入にすることを今後強く要請していかなければならないというふうに考えております。それと同時に、今まで実施してきたところでございますが、町としても土地基盤整備、先端技術の導入、ブランド化などをさらに進めまして、これからも米どころとしての評価をもっと高め、農業を守っていききたいというふうに思っておりますし、今後とも農業者、関係団体、機関とともに一緒に対応していききたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから2番目の税金の通知書への番号記載を進めるのかというご質問についてご答弁申し上げます。

総務省は、平成27年12月に地方税分野における個人番号、法人番号の利用と取り扱いを示したところでございます。これにより各事業所に通知する道町民税に係る特別徴収税額の決定、変更通知書、これにつきましては総務省令で定める様式に準じて作成するものでございますが、この様式に12桁の個人番号の記載欄が加わったことは先ほど議員ご指摘のとおりでございます。

さて、議員ご指摘の当該通知書の郵送、これは普通郵便ではマイナンバーが漏えいするというリスクへの危惧ではありますが、これまでも普通郵便により住所、氏名、勤務先が記載の当該通知書を各事業所に送付してきており、これがマイナンバーがプラスされたことで情報漏えいの危険性を強調することにいささかの疑問を感じるところであります。さらに、事業所ではなく本人へ交付される当該通知書に至っては、住所、氏名はもとより給与収入、所得、さらには控除に係る扶養親族該当区分までが記載されておりますし、税に限らず、役場からの発送物はそのほとんどが普通郵便で、個人情報記載された書類も多数普通郵便で発送されているのが現状であります。確かに普通郵便よりも特定記録による送付、さらには簡易書留によればより確実にご本人に届くものと思いますが、やはりそこはコスト的な問題も発生してまいります。

いずれにいたしましても、毎年5月10日に発送しております各事業所への当該通知書の様式については地方税法第43条の規定による総務省令で定める様式に準ずるマイナンバー12桁の記載欄があるもの、今回のものですが、それを採用することとしますが、ここにマイナンバーを記載するか否かは今後の各自治体の動向を見きわめた中で、特定記録、簡易書留での発送も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきました

いと思います。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 3番、就学援助についてご答弁申し上げます。

本町の就学援助受給状況ですが、平成29年2月末現在におきましては要保護世帯3世帯、小学生が3名、準要保護世帯13世帯、小学生11名、中学生7名、計16世帯21名の児童生徒が就学援助を受けております。また、受給額につきましては、年額といたしまして小学1年生で約8万2,000円から中学3年生18万4,000円の給付となっております。また、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品の支給額は、小学生が2万470円、中学生が2万3,550円となっております。これは、国の基準額に準じておりますが、平成29年度から小学生4万600円、中学生4万7,400円に引き上げられます。本町につきましてもこれに準じて引き上げる予定となっております。

また、支給の時期ですが、児童生徒の在籍確定後、所得審査を経まして5月の教育委員会において承認され、6月に学用品費、生徒会費、PTA会費、給食費等と合算されて支給されてございます。新入学児童生徒学用品費を新学期開始前に支給すべきのご指摘ですが、認定根拠の一つである所得確定前に給付するのは難しいという現状ではございますが、議員ご指摘のとおり今年1月以降道内外の自治体におきまして入学前給付を実施する自治体が出てまいりました。給付方法の例としましては、新入学児童生徒学用品費に限り所得確定後の審査においては認定者とならなかった場合は給付金の返還も前提として、希望者にのみ入学前に支給を実施するという方法が多いようでございます。

先日空知教育局からも入学前支給の実態調査がございました。まだ集約結果が出てきておりませんので、実際に空知管内で取り組んでいる自治体がどれだけあるのか現段階では把握できておりません。ちなみに、北空知管内では早期支給の実施予定はないという確認をとってございます。こうした動きを踏まえながら、先月2月24日開催の教育委員会におきまして、本町としても入学前給付に対しどう取り扱うか協議いただいたところでございます。その結果、教育委員会の意向としまして、これにつきましては前向きに検討していただきたいとの意向を受けてございます。したがって、今後は入学前給付の手法や問題点等さまざまな方向から実施に向けて検討を進めていきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 私のほうから乳がん検診の義務化について答弁いたします。

現在若い世代に乳がんや子宮頸がんなどがふえているにもかかわらず、未受診者が多い理由として、心理的要因と時間的要因があると日本対がん協会が調査結果を発表しております。その中での1位が何をされるかわからず不安というのが40%を超えていたそうです。ほとんどのがんは、早期発見と早期治療により元気に長生きできる可能性があります。本町では、ご承知のとおり特定健診やがん検診に対して助成を行っており、本人負担への

軽減措置をしているところでございます。新聞での折り込みチラシ、町内回覧、個々への電話による説明や啓発活動など検診受診率の向上に努めているところでございます。

過去の乳がん検診の受診者数は、平成25年度138名、平成26年度181名、そして昨年度は209名ということで、人口減にもかかわらず、年々受診者は増加しているところでございます。

がん検診は、健康増進法第19条の2に基づき健康増進事業として市町村が実施しております。国で検診の推進はしておりますが、義務化には至っていない現状です。本町でも国と同様義務化ではなく、あくまでも推進として取り組んでまいりたいと考えております。義務化にすることが受診率の向上につながるかどうかは、個々の意識レベルの問題が重視されているところでございます。町民が健康であるためにがん検診の受診への丁寧な普及啓発と意識レベルの向上、さらには検診への不安の払拭も含めまして継続して努力していく所存でございますので、ご理解を賜りますよう答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 初めに、米政策の問題ですが、課長のお話しされたとおり、今の国の農政というのはまさに破壊の方向に向かっていると言っても過言ではないと私は思っています。それに加えて、アメリカのトランプ大統領にも今までの大統領以上に、私から見ても異常なべったりです。非常に危険を感じているところであります。しかし、率直に言って日本の食料を守り育てる、本気でこれに取り組む政治を求めていく、まさに今全国で知恵を出し合えばその道は必ず開けると私は思っています。今の方向を変える必要があると率直に言えると思います。

今の流れを考える中で、今までこの妹背牛で構造改善事業から始まって、今の国営事業の中でさまざまな土地改良を進めてきたのは一体何だったのか。これをむぎむぎと埋没させてはいけないというふうに思います。この種の問題は、農業団体に任せればいいと、こういうものでもないと思うのです。いかにして餌米をつくるか、これではなくて、いかにして良食米の食料をつくるか、ここに本当に町を挙げて心を砕いていくことが必要です。主食を守る運動を絶対に緩めないことです。国と地方の関係で条件闘争には絶対入っていない、こういう決意がないとなかなか本物の農政は生まれてこないと私は率直に思っています。国民の食料をつくるのだという、この誇りをまさに守ることではないでしょうか。今課長言われたとおり、生産費を償う価格保証が確立するのは当然のことです。日本の食料を守ることでありますから。農家経済を守るために心血を注ぐことだというふうに思いますが、重ねて町の決意を町長も含めてお伺いしたいと思います。

次に、マイナンバーに関連して決定通知書で、簡易書留だと留守の場合どうしても通知がおくれていくわけです。そういう状況が出てくると作業が間に合わないとか、それから郵送料の負担があるのは当然です。ただ、普通郵便だと誤配や紛失のリスクがある。このことだけを余り強調されるのはいかがなものかとお答えもありましたけれども、私はそこ

が大事だと思うのです。出てからでは遅いのです。法律や制度ではこの漏えい問題は絶対解決しない。韓国やアメリカは40年前から起きている。今のこれが解決できないのです。それを日本は手をつけてしまったわけですから、そういう点では今自治体独自で通知書に番号を記載しない方針、判断を出すというところが徐々にではありますが、広がってきています。東京中野区から始まって、今徐々に広がってきているのです。このマイナンバーを記載するという点に関して、マイナンバー制度そのものを推進するという人の中でも通知書への番号記載は反対すべき大問題という税理士さんもいるのです。通知書に番号を記載することはしないと私は再考すべきだと思いますが、そのつもりはないでしょうか。いずれにしても、町民の持つ情報が少しでも外に漏れないようにする、その危険から逃れる、そういう努力が行政の宿命、役割でないでしょうか。率直にお伺いします。

次に、入学準備費の前倒しについてであります。随分国の基準も引き上げて多くなったなというのを改めて今感じているところで、やや倍近い状況になってきている。これは、やはり全国の運動がここにも実ってきているのだなというふうに思います。そこで、結論からいうと前向きに実施に向けて検討していきたいという答弁ですが、検討したけれども、やっぱりうまくいかなかったなというふうにならないようにぜひお願いしたいと思うのですが、今月7日、道議会の文教委員会で日本共産党の佐野議員が質問しています。この中で就学援助制度のうち入学時にランドセルや制服などを購入するための入学準備金について、保護者に対して入学前に通知している自治体が約2割にとどまっているということがこの時点で明らかになりました。そこで、佐野道議は全ての自治体で入学前に周知するよう働きかけるべきだとただしたところに、道教委はこのように答えています。周知時期の具体的な把握と取り組みの工夫をしている市町村の事例を情報提供するなど、就学援助制度の積極的な活用を促す、こういうふうにまさに前向き、積極的に答弁されているわけです。まず、この点でさらにどのように感じられているかということをお伺いしたいと思います。

私は、今課長の答弁のとおりできないことをやれと言っているわけではないのです。先日補正予算で、児童に真新しい机、椅子を130万円を超える予算で準備できたではありませんか。教育委員会は、そういう温かい心のある委員会なのです。さらに、5月、6月に支給されたら、本当の意味で生きたお金ではないのです。既に死んでしまっているお金、それを本当に生きている、生かしたお金を使おうではないかと。前倒しを実施していきたいということに加えて、進めていくという答弁をいただければと思い、質問いたします。

最後に、乳がん検診。わざわざ私は一般的ながん検診のことを言っているわけではないのです。乳がん検診のことに限って質問しているわけです。対象年齢の範囲は、大体40歳から60歳がピークになるだろうという報道もあります。そこで、MRI検査などを受けるとすれば、その1回の検査料は幾らぐらいになるのでしょうか。いきなり全額保障をせいと、こういうむちゃな話を言っているわけではなくて、個々の意思に任せるのは第一義的にはそうでしょう。しかし、なお進まない危険が潜んでいる乳がん検診です。その辺

はよく肝に銘じていただいて、積極的に予算に応じて、またその範囲で進めるとか、検診への軽減措置、その具体化が求められていると思います。一般的な助成、これを超えて義務化すべきだという私の主張であります。考える余地は全くありませんか。私は、このことを考えるときに各種検診を並列的に見ないということが大切だと思います。どの検診が最も重要なのかも考えて、そしてそれらの検診率を引き上げ、大切な命を守る手助けが必要ではないでしょうか。人の命に上、下はありませんけれども、しかし特に女性の場合の乳がんは大変なことなのです。お父さんがんにかかっても、お父さんだけの問題になる。しかし、女性の場合は違うのです。課長も女性ですから、その点をよく理解していただければと思います。ぜひ積極的な答弁をいただきたいと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 主食米を守り切れるかというご質問に答弁をいたしたいと思いません。

工藤議員ご指摘のとおりと私も全く考えているところでございます。また、1年間米の消費が毎年8万トンずつ減っていく中、これからさらに産地間競争が増すものと考えているところでございます。また、先日開催しました妹背牛町の地域農業再生協議会では、農協の組合長や委員の農家の方から国が米の配分をやめるとしても、この地域、北空知は今後とも主食用米の産地として守っていくべきという多くのご意見をいただいております。私も含め全委員、本町農家の総意であるものと理解をしておりますし、今後ともその方向で動いてもらいたいと思っております。

つい先日も農政事務所の参事が来町し、意見交換をしたときにも米配分の廃止あるいは米の直接支払交付金の廃止、そして先ほどありました収入保険制度の内容、特に収入保険制度の導入に当たっては過去の金額ではなく1俵1万5,000円の生産費を補償できるような、そのような方向にして見直してほしいというような意見も伝えております。また、道土地連空知副支部長としての立場で上京するときにも地元国会議員及び農水省に要請をしているところでもございます。今後におきましても、道町村会、空知開発期成会など関係団体と連携して要請してまいりたいと思っておりますし、町内におきましては国営をはじめとする道営も含めましての土地基盤整備事業の継続、きのうも申しましたけれども、RTK—GPSリース事業への支援やふるさと納税返礼品に使っております北彩香プレミアム、頂寒熟米北彩香などさらに妹背牛米のブランド化を進め、今後とも主食用米の産地として農業の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは担当のほうから。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 私のほうから通知書へのマイナンバー記載に係る再質問についてご答弁申し上げます。

本町における先ほどの特別徴収税額を通知する事業所、これが現在186ございます。

納税者は約1,000人となっております、現在のところこの個人番号を利用して事務処理を行う事業所はそう多くないものと考えているところでございますが、大企業等の事業所によっては効率的で利便性が図られるとのことから、マイナンバーの記載が必要か否かの賛否は分かれるのは当然であると認識をいたしております。今回の通知書への個人番号記載に当たっては、普通郵便での紛失や誤送、そして先ほど議員ご指摘の簡易書留、これによって不在であればその受領がおくれるというようなこともございます。また、個人の承諾を得ないまま個人番号を通知することに対するプライバシー権の侵害、事業所側にとってもこれを厳格に管理することでの人員や費用の負担増などの声があるのも確かでございます。これらの声も踏まえつつ、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、通知書への個人番号の記載は今後の各自治体の動向、さらには記載の必要性、これを再度検証するとともに、仮に記載の場合の送付手段もあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、情報漏えいを防ぐためには、事業所が電子データの受け取りを希望した場合にはエルタックスによる特別徴収税額通知の電子データによる送信の手段がございしますが、今のところこのデータ送信希望事業所は少ないのが現状でありますことを申し添えまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から就学援助についての再質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、課長が答弁したとおり、前向きに検討するという前提のもとでの答弁とさせていただきますが、何を検討するかということでございますが、やはり事務的に取り扱いが難しいというのが前提になります。先ほども課長答弁したとおり、返還が前提の中で援助していくというような制度になっているところでもあります。この返還が前提ということではありますが、もしそういうようなことが起きた場合には対象者に大変迷惑をかけるし、多分工藤議員から事務把握が悪いのではないかと指摘を受けるようなことになりかねないということでございますので、やはり事務局といたしましては返還という状況が出ないような、そういった事務的なシステムを考えなければいけないというふうに思っておりますので、その辺を充分検討した上で、前向きに検討した中で今後の対応を考えていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 乳がん検診の再質問を答弁いたします。

乳がん検診の実施義務を法律で規定している国は、イギリス、ドイツ、フィンランドの3カ国でございます。国と地方自治体の両方に実施義務を課しております、イギリス、ドイツにおきましては国、自治体に加えて医療機関にも実施義務を課しております。また、受診義務を法律に規定している国はイギリス、フィンランドの2カ国でございます。厚労省は、あくまでも推進として行っております。乳がん検診を義務化にすることで受診率の

向上につながるかもしれません。しかし、その前に義務という言葉について少し触れたいと思います。義務とは、しなければならないということでございます。しなければならないことをしない人には、何らかの罰則を設けなければいけません。さらに、職員が検診を拒否する人をつかまえて連れていくことは残念ながらできません。あくまでも検診とは本人が本人のために受けるもので、検査により健康状態を評価し、健康の維持や疾患の予防、早期発見に役立てるものでございます。そのために町として引き続きできる限り個別の啓発、勧奨及び支援を継続してまいりますので、どうぞご理解をいただきたく、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 最後に、乳がん検診について質問したいと思います。

そこで、今乳がん検診の受診率は何%までに伸びてきているのでしょうか。

もう一つは、北海道が北大と共同して実施した子供の貧困に関する全道実態調査、この速報値を見ると、小学2年生から高校2年生までの児童生徒のいる世帯のうち、家計が赤字だと、このように答えた世帯は2割を超えているのです。地方ほど経済的に余裕のない状況が明らかになってきています。こういう中だからこそ、お年寄りを守り、子供を慈しみ、育てる。そのために頑張っている女性、そしてまた特に夫を支える妻として懸命に働いている妻の命、この人たちの乳がんから命を守るために、しっかりと知恵をささげる行政が今求められていると思います。本人が本人のために検診するのは当たり前のことなのです。しかし、それがなかなか進めることができない女性の置かれている立場、特に農家の奥さん方は大変なのです。回覧板でさえ、お父ちゃんが先に見たら奥さん見る前にもう回ってしまっているのです。そういう点では、ぜひ再度検討を進めていきたいというお考えにならないのか、明確な答弁を求めて終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから乳がんの義務化について答弁をしたいと思いますけれども、まず金額的なベースでいいますと……工藤議員さんの受診率については今データを持ちませんので、後日結果を送りたいと思いますけれども、妹背牛町の保健センターでやりますと、乳がんって一方方向と2方向からする検査があるそうです。保健センターでやりますと、2方向の人で6, 130円のうち本人が払うのが1, 100円、深川市立病院でやりますと、2方向でやりますと7, 000円ということになっておりますし、昨年のデータでは課長答弁のとおり約200人ほどの受診をされているところでございます。

また、私も老人クラブあるいは老人の集いでも必ず妹背牛町の死亡原因の半数以上ががんですよということで、特にそういうところでは会合でお話ししておりますし、やはり課長の答弁のように自分の命は自分で守るのだよ、守ってくださいというようなことで説明をしているところでございますけれども、工藤議員のご指摘のとおり特に女性の乳がんについては今後一度検討してみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、本町のふるさと納税についてお伺いをいたします。平成20年度税制改正によりまして、ふるさと納税制度が開始をされました。当初ふるさと納税制度は、非常に認知度が低い、目立たない制度でございました。ふるさと納税制度が注目を浴びるきっかけは、2011年に起こりました東日本大震災であり、被災地の義援金や寄附金に活用されたのがふるさと納税であります。自来全国各地で返礼品等について創意工夫がなされ、自治体の財政にとって大きな影響を与えるまでになりました。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体からさまざまな行政サービスを受け、育ち、進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税をいたしております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。都市部と地方の財政格差を埋めるべく創設されたふるさと納税制度ではありますが、認知された現在都市部では税収減少が顕著となり、対応に苦慮しているのが現状でございます。東京23区が平成29年度に見込んである税収額は全体で207億円で、中でも世田谷区が30億円、港区では23億円の減収を見込んでおり、ふるさと納税の返礼品競争が一部で過熱しているとして総務省が改善策の検討を進めていると報じられております。本町においてもふるさと納税制度を活用すべく、町のPR、寄附金の使途、返礼品を心のふるさととしてその魅力を全国に発信をしております。これを踏まえて、ここでお伺いをいたします。

まず、1点目、28年度本町におけるふるさと納税制度の実績について伺います。

2点目、昨年12月に返礼品の米について品切れを起こしたとお聞きしましたが、納税希望者にどのくらいの影響があったとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、返礼品、特に米については地域おこし協力隊が中心となり精米から発送まで行っております。繁忙期には、農政課、振興課の職員も出役しているとお聞きしておりますけれども、現行の体制で継続的に行っていくのでしょうか。その課題についてお伺いをいたします。

4点目、ふるさと納税の寄附金集めをめぐる自治体間の競争過熱を受けまして、インターネットで寄附を仲介するふるさとチョイスの運営会社トラストバンク、本町でもこれを利用しておりますけれども、この会社が4月から返礼品の掲載基準を見直すと報じられておりました。本町への通知があったのか、また影響についてを伺います。

次に、町技についてお尋ねをいたします。本町の町技につきましては、昭和55年6月30日の告示で妹背牛町スポーツ振興条例3条2項の規定により、ソフトボール、バレーボールが町技として制定をされております。以来時の経過とともに状況も変化し、近年では性別、年齢を問わずカーリングが普及をしております。教育委員会が窓口になり、町技についてのアンケートが実施されたところでございますけれども、いまだ動きが見えてお

りません。アンケートを踏まえて、町技についてお伺いをいたします。

1点目、まず初めに確認をさせていただきます。妹背牛町スポーツ振興条例3条2項の規定により、町技としてソフトボール、バレーボールが存在をしているのでしょうか。仮に違う形で存在をしているとすれば、その根拠となるものは何なのかお伺いをいたします。

2点目、アンケートの結果については公表されておりましたが、非公表でしょうか。非公表でなければ、結果についてお尋ねをいたします。

3点目、今後はアンケートを踏まえた上で町技についての取り扱いをどのようにされますか、お伺いをいたします。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私のほうから1番目のふるさと納税についてご答弁申し上げます。

実績につきましては、3月6日現在で金額は9,120万円、4,708件となっております。返礼品はお米、お菓子セット、トマトジュース、温泉コテージ宿泊、スポーツ体験セットなど18種類の中で1万円のプレミアム北彩香真空パック包装、ななつぼし、白米15キロが55%を占めております。さらに、5万円のプレミアム北彩香真空パック包装、ななつぼし、4回の分割発送で12%、3月の分割発送321件となっております。玄米についても人気があり、全体の98%はお米となっている状況でございます。お米の発送量は白米で約13万キロでございます。地域別では道内419件、道外4,237件となっております。47全ての都道府県在住の方より寄附をいただいております。残念ながら昨年12月の30日のお昼をもって在庫が少なくなったわけでございます。31日の受け付け分ということで、1日半の受け付け分が足りないということございまして、品物の影響、何人がおられたかという部分についてはトラストバンクのふるさとチョイスを利用しておりますので、その辺の人数については調査はできないということでございます。

そのこともありまして、次年度の取り組みにつきましては、昨年629件、1,500万円の寄附をいただき、今年度の寄附については昨年の6倍を超えている金額となり、予測もできなかった状況でございます。返礼品の年内発送分、2月、3月の分割発送分につきましても発送を終了し、また今は3月分の発送をしている状況でございます。次年度につきましては、さらに今年度を超える寄附を見込んでおり、事務処理上の関係のシステムの導入、JAからの米の購入量の増量、精米作業の人材確保、真空パック包装での返礼品の作業工程、返礼品の新たなものなど検討課題としております。

しかし、ふるさと納税の返礼競争過熱ということが問題になっており、総務省は2月16日、ふるさと納税の返礼品について高価なもの、商品券など返礼品に適さないものの制限、そしてトラストバンクが4月から景品の高価なもの、または商品券というものなどを掲載しないということでございますが、本町の返礼品については該当しないものと思っております。

さらに、都市では税収の落ち込みが著しく、地方財政は増となっている現象にも何らかの制限がされるものと危惧しております。ふるさと納税の返礼品をなくした町も出てきております。ふるさと納税は、地方から若者が都市へ集中することで都市の税収がふえ、地方の税収が減ることを是正することも狙いであり、今後ふるさと納税がどのようなになるか注視していかなければならないと思っております。しかし、地方の町などはふるさと納税により特産品、町のPRとしても有効な手段であり、本町としては米を中心とした返礼品を継続していくこととしております。

返礼品の米の精米作業は、地域おこし協力隊と振興公社臨時職員で対応し、時期的にも早く作業を進めて対応することで考えております。1日当たりの機械能力もあり、寄附件数にもよりますが、特に12月に集中する寄附件数の対応など、年末には時間の延長による作業も必要と考えております。本町の返礼品で真空パックにしている米が全国でも珍しく、人気があり、真空作業を効率のよい機械導入も検討すべきと考えております。

地域おこし協力隊は、平成28年9月に採用となり、9月には札幌大通でのオータム、どさんこプラザでの特産品の販売PR、町内での事業、ふまねつと運動など、収穫感謝祭参加、保育所の節分事業及び3月5日のスノーフェスティバルなどに積極的に参加をしております。また、フェイスブックなどで妹背牛町のPRにも努めていただいております。今後妹背牛町の1年間を体験し、地域資源、観光、特産物などの発掘につながればというふうに思っております。また、地域おこし協力隊につきましては、2月に研修に参加をしまして、また今年の5月にも研修を予定しております。地域おこし協力隊同士の交流もでき、他の地域おこし協力隊の活動についても意見交換され、今後自主的な活動も取り入れていただき見聞を広めて、2年目も妹背牛町で活躍を期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私から2番、町技についてご答弁申し上げます。

議員からご指摘のあったとおり、本町の町技につきましては昭和55年にスポーツ振興条例第3条第2項に基づき、バレーボール及びソフトボールが制定されたところですが、平成18年にその根拠法となるスポーツ振興条例が廃止されてございます。町技として存在するのかがとご指摘でございますけれども、それ以来町技を位置づける根拠がないまま町の総規において掲載されているという状況になってございます。

平成27年の9月定例議会におきまして、赤藤議員からカーリングを町技としてはどのご質問を受けまして、住民アンケートを実施し、関係団体とも協議してございます。アンケートにおきましては、回答総数は少なかったものの、カーリングが町技にふさわしいとの意見は全体の86%ございました。また、そのうちバレーボールとカーリング2種目を押す意見が57%ございます。このアンケート結果を受けまして、町体育協会で協議いただいたところですが、このスポーツ振興条例が存在しない中でカーリングを町技として制定する目的がスポーツ振興の視点なのか、まちづくりの視点なのか、議論の中心となりま

した。例えばスポーツ振興の観点であるのなら競技人口からいけばパークゴルフも町技になるのではといった意見、あるいはまちづくりの観点であればあえて町技とはしなくても町のキャッチコピーとしてカーリングの町妹背牛をもっと強力にアピールすればよいのではという意見、さまざまな意見がございました。また、この検討結果を受けまして、教育委員会におきましても議論いただきましたが、この町技がスポーツ振興か、まちづくりなのか、この点が曖昧なまま教育委員会としては結論が出せないとの見解を受けてございます。もう少し簡単に決まるであろうという私自身の認識が甘かったものと反省しているところでございます。

過日課長会議におきましてもこの件について協議いただきました。本町におけるカーリングは、特色あるスポーツであり、もっと広くアピールすべき貴重な財産ですが、カーリングを町技とするにはもう少し今後の活動を見守ることとし、町技そのものをスポーツ振興、まちづくり、どう位置づけるかを今後協議することとしてございます。

なお、教育委員会といたしましては、引き続き管内の学校や教育委員会に対しまして学校での授業、あるいはカーリング体験事業への取り組みを強くアピールするとともに、町の社会教育事業としてカーリング教室の開催を次年度において計画してございますことをご報告し、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5 番議員、広田毅君。

○5 番（広田 毅君） まず、1 点目のふるさと納税の関係でございますけれども、平成 27 年は先ほど課長が申されたとおり 1, 500 万円の納税額、また昨年度につきましては 9, 100 万余りと。約 6 倍を超える納税額があったという課長のお話でございました。大変結構なことだと思います。また、課長言われるとおりどれだけの納税希望者があるのかというのを予測するのは非常に難しいことだと、それは私も感じてございます。また、もう一つ、47 都道府県全てからの寄附があったという話も聞かせていただきました。このことにつきましては、本当に町の PR をするのに大変貴重な制度ではないかなと、こんなふうに感じてございます。ただ、本町は他町村に比べまして、これほどこの町村とは言いませんけれども、空知管内ではその自治体の特産物でないものを返礼品に用いている自治体もございます。特に高額な納税者に対する返礼品ということになりますけれども、あるところでは銀座のスーツの仕立て券というようなものを返礼品に設けている自治体もございます。これが先ほど総務省から少しどうなのかというようなお話が出ている一つの要因かと思えます。本町では、基幹産業農業ですから、農産物が主になると思えますけれども、他町村から見て返礼品の数がこれを 100 種類だとか 80 種類、数多く用意することは今後ともかなり難しいと考えておりますから、今のところは真空パックの米についても非常に評判がいいということでもありますけれども、今後も米についても特色のある返礼品づくりを目指していかなければならないなど、そんなふうに感じてございます。

納税制度の活用につきましては、先ほど申し上げましたように PR、財政にとっても大

きな影響を与えるチャンスだと考えております。また一方では、先ほども申しあげましたとおり年度によって大きく変動が推測されるのもこの制度でございます。この制度をどのようにまちづくりに生かしていくのか、次の点について寺崎町長にお尋ねを申し上げます。

1点目、返礼品競争が一部で過熱していることを受けまして、総務省が先ほども申しあげましたけれども、改善策の検討を進めていると伝えられております。ただ、この返礼品につきましては自治体の自主的な取り組みでございまして、人によっては適切と考える水準、何割までなら妥当なのかということが線引きするのが非常に難しいことだと思っております。本来寄附金の半額程度は自治体の手元に残すことが望ましいとも言われております。本町では、返礼品等諸経費も含めまして65%、残り35%が基金の積み立てとなっております。このことを踏まえて、町長、どのように考えておられるか伺います。

2点目、返礼品の米の品切れの件でございますが、どのくらい納税希望者があるのか、先ほども申しあげましたが、推測するのは非常に難しいことはわかりますけれども、せっかくのチャンスを逃すことのないように、また本町のカントリーから返礼品としての米を送るべく、町長みずから29年度に向けまして北いぶき農協に協力要請されてはいかがでしょうか。そのお考えがあるかどうかお尋ね申し上げます。

3点目、寄附金の使途につきましては、活力ある地域産業を創出するまちづくり事業と目的達成のために町長が必要と認めた事業が拮抗して納税者の希望が多いわけでございます。ここで私の提案でございますけれども、町民から寄附金を使った、私的な事業ではございませんけれども、公の事業を公募し、町長が認めた一つの事業について具現化していくことはいかかでしょうか。とかく考え方が硬直化しがちな役場庁舎内ではなく、庁舎外からアイデアを募り、それを実行することが町民目線でもあり、このふるさと納税制度の理念と合致するのではないのでしょうか。寄附者の希望に応えるべく、町長はどのような事業に力点を置きたいとお考えですか。このことについてもお尋ねを申し上げます。

4点目、返礼品発送作業に大活躍をされております地域おこし協力隊でございますけれども、そのほかさまざまな、先ほど課長もお話しされましたけれども、イベントなどにも参加をしていただいております。本町のPR活動もしていただいております。しかし、協力隊には本町のまちおこし策についてソフトな部分、つまりまちおこし策について起案していただくことも大切な使命と考えております。基幹産業である農業体験、各事業所での体験、JA、商工会、青年部、女性部などとの懇談会に同席していただきまして、課題、またそこで抱えている希望などを肌で感じていただきながらまちおこし策を起案していただきたいと考えております。このことについて町長の考え方と今後の地域おこし協力隊の起用方法を伺います。

次に、町技のことについてでございますけれども、課長さんのお話ですとやはりスポーツ振興条例が今現在廃止になっており、存在をしていないということのようでございます。そんな中、今ソフトボールと、それからバレーボール、町技として感じられている方が町民の大多数ではないかなと、そんなふうにも思っておりますけれども、この根拠がないとい

うことが今後も続くということが本町にとっていいのかどうか。これは、私自身は新たな条例制定をもって一刻も早く町技としての制度化をしていくべきではないかと考えております。先ほどの話の中でまちづくりとしての町技なのか、スポーツとしての町技なのかというような課長からのお話もございましたけれども、私はそれに別にこだわる必要はないかと、そんなふうに思っています。多面的機能を持たせた町技もあっても構わないのではないかと、そんなふうに思っておりますし、カーリングでいってもバレーボールでいってもまちづくりにも充分利用していけるのではないかと、そんなふうに思います。このスポーツ振興条例の問題が惹起したわけでございますから、スピード感を持って整備をしていただきまして、妹背牛を象徴するスポーツを町技として制定していただき、町民に周知をしていただきたいと思います。と思っています。

以上、再質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうからふるさと納税について答弁をしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊の活用方法と申しますか、今後のということで、今現在協力隊は漬物をつける米子ちゃんを使用した鳥肉のハムを試食し、自分たちでつくり、米子ちゃんを使用したメニューを模索しているところであります。また、特産品でありますハーブ焼酎のリニューアル計画をしている中で、地域おこし協力隊がアブサンというリキュール酒も参考に新しいハーブ焼酎の提案があり、今後参考になればと思っておりますし、先般第1回目ですけれども、商工会あるいは小売、お酒店の皆様と試飲をしているところでございます。

また、地域おこし協力隊は採用してまだ6カ月ですが、ご指摘のとおり各イベント、研修会など、あるいは精米作業、温泉療養効果実証調査モニターなど妹背牛を知るために積極的に活動しており、今後も地域おこし協力隊同士の交流会、研修会などに参加し、見聞を広めて、妹背牛に生かしたものを発掘してほしいと思っておりますし、何と申しても3年後に妹背牛町での就職あるいは活躍を期待しているところでございますし、各種懇談会等にもありましたら顔を出すように指示をしたいというふうに考えております。

また、返礼品の金額につきましては、35%が基金ということで、これまた率を変えますと29年度も心配な方向もありまして、当面は65%を返礼品その他の経費に充てて、35%は基金に積みみたいというふうに思っているところでございますし、基金の使われ方といたしましてお金でなくて物で残そうということで、遊水公園うららのゴーカート、バッテリーカーを更新しておりますし、カーリングホールのビデオとカメラもそのふるさと納税の基金を利用しているところでございます。

また、JAからお米をとということで、昨年こんなに来るとは思いませんでしたから大分足りないということで、何とか組合長あるいは上席理事に頼んで2,100俵の米をJAから調達したところでございます。これも何とも先の読めない話でございますけれども、何とかJAさんにご理解とご協力を賜るよう私からも強く働きかけていきたいと思っておりますし、

基金の使われ方につきまして町民に公募してということも今後具体化に向けて検討を始めたいと思いますし、先ほど課長答弁ありましたように今年も順調ならやはり精米における真空パックの機器の更新も今検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。答弁漏れありませんか。

続きまして、町技について答弁を申し上げたいと思います。ちょっと先に例を挙げたいと思います。日本国内の自治体で町技あるいは市技というのはほとんどありません。例えばカーリングの先進地、旧常呂町、現北見市でも市技はありません。パークゴルフ発祥の地、幕別町でもパークゴルフは町技とはなっていないのが実態でございます。近隣では、深川市のみ市技として卓球とバレーボールが制定されているということです。そんな中、課長答弁にもございましたが、現在町技に係る根拠法が廃止されている状態にあり、今後現在の町技の法整理が必要であると考えております。同時に町技の位置づけの明確化を図りたいと考えており、カーリングを町技とする検討はその後になろうかと考えますが、先般行われましたペペルの温泉フォーラムでも札幌から来た人、いまだに妹背牛といえばバレーボールの町という、強く町を挙げて今後カーリングのイメージ定着を図ることが重要と考えておりますし、町外でのイベント等に参加する際にはカーリングの町妹背牛を強くアピールしていきたいと考えております。

また、きょうの朝入った情報によりますと、来年の平昌オリンピックに向けて今年は準備の合宿の年ということで、あすロシアのチームが練習をされるというふうに伺っております。ロシアのチームの話題が来年に向けて海外からの合宿に期待を寄せているところでございます。また、カーリング協会、教育委員会とも連携し、ぜひ妹背牛町のカーリングホールを母体とするオリンピック選手等の育成ができればと希望するものでございます。引き続きカーリング振興にご支援賜りますようお願いを申し上げて、答弁いたします。○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここでしばらくの間休憩をします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時45分

○議長（宮崎 博君） 一般質問を再開いたします。

次に、8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

1つ目の質問ですけれども、地域事業者の持続的発展についてであります。小規模企業振興条例の制定と支援の充実について。人口の減少、高齢化、競争の激化、地域経済が低迷する中で、小規模事業者の持続的発展を原則とした小規模企業振興基本法が平成26年6月に施行されました。本町においてもかつて1万人近くいた人口も、今年の広報もせう

し2月号には振り袖やスーツ姿でピースをし、新成人の仲間入りをいたしました21名と町長、議長、教育長写っている写真の下に町のデータ、人口3,110人、掲載されておりました。この表紙を見たときに、町の将来を改めて考えなくてはならないと感じたことは言うまでもありません。この写真の若い人たちのほとんどが他町で働き、また学校に通い、資格を取得し、他町で就職を目指しています。頑張ってもらいたい、応援したいと思いますが、何人かでも残って町の発展に力をとりますけれども、就職先がほとんどない状況では仕方ないことだと思います。

平成29年度町政執行方針の商工業の振興について、地域内消費の向上対策が重要であると書かれておりますけれども、町においては定住促進事業における商工会商品券の活用、住宅等環境整備支援事業、買い物おもてなし助成事業、モスピーカードの贈呈支援事業、また各種イベント事業の開催による地域経済の振興に努められ、町の小規模事業者への取り組みを理解しているところであります。

これまで取り組まれてきた事業を総合的、計画的に推進していく上で、小規模企業振興条例の制定と支援の充実について、1つ、今後の考え方と事業者支援策の充実について、町の考えを伺いたいと思います。

2つ、小規模企業振興条例の制定について、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目の質問ですけれども、地域事業者の地域受注機会の拡大についてでありますけれども、地域事業者の雇用促進についてであります。町内の事業者は妹背牛町内、隣町という狭い商業圏の中で活動しているところが多く、人口の減少、高齢化や経済の低迷などの問題に直面しながら経営しています。多くの事業者は規模の拡大を目的として経営しているのではなく、地域の雇用や住民生活の維持のため地域の人と触れ合いながら仕事をしているのが現状であります。厳しい経済環境の中、必死に仕事に取り組んでいるところであります。町においては、工事の発注、物品及び役務の調達等の契約については自治法や条例の規定に基づき公正な競争性を確保しつつ、受注機会の増大に努力されていると思いますが、少しでも地元の雇用につながるのであれば妹背牛町施設管理事務組合や随意契約範囲内で区分発注等検討いただきまして、地域事業者に受注機会の増大に努めていただきたい。また、必要と考えますけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） それでは、私のほうから初めに地域事業者の持続的発展についてということでご答弁をいたします。

小規模企業振興基本法は、平成26年6月に制定され、人口減少、高齢化、グローバル化の中での地域の雇用を支え、地域に必要な商品、サービスを提供する小規模企業に光を当てるもので、国が小規模企業の施策について5年間の基本計画を定め、小規模企業者による多様な需要に応じた商品の販売、新規事業の展開、経営資源の有効活用、人材の育成、地域活性化などに資する事業活動の推進を基本としており、これらに基づく小規模事業の

振興対策を講じるものでございます。地方公共団体は、小規模企業の振興に関し、国及び道との適切な役割分担を踏まえて施策を制定し、実施する責務を有することと規定されております。道は平成28年4月に制定しており、町といたしましては現在のところ条例を制定しておりませんが、これまでも議員ご指摘の事業、商店の活性化、商工振興につきましては数々のご支援を推進しているところでございます。

本町においては、中小企業がほとんどでございまして、小規模事業者であり、基本法では小規模企業対策の一層の推進を図るため、小規模企業の持続的発展や小規模企業対策に関する基本計画の制定を盛り込んだ条例化を進めようとしております。現在商工会では、経営発達支援計画を策定し、国の認可申請中であり、今後小規模企業振興条例の制定に向けた検討を進めるとともに、商工会をはじめ関係機関と連携し、現在行っている事業を継続、また新たなもの、小規模企業への支援充実を図るとともに、商店経営の改善や雇用の拡大など地域経済の活性化に推進すべき支援を講じてまいりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

続きまして、2番目でございますが、本町の商工業は地方の人口減少や景気の低迷から工事関係の受注が少なくなり、正社員、技術者の確保が難しく、受注ができないなど深刻な状況でございますが、企業努力され、対応されていることを聞いております。建築、土木工事につきましては、各種工事による妹背牛町入札参加資格審査申請により格付をし、工事ごとに妹背牛町競争入札参加者審査委員会により審査基準により指名し、入札の執行となっております。各町内会のLEDの防犯等などの設置につきましては、地元での工事の協力もいただいております。特に食料品などを扱う商店は大型店、コンビニ店、移動販売などの影響が大きい中、特売日の設定、ポイントカード、満点特典などで努力されております。町といたしましては、定住、移住支援、人口減少対策支援など商工会の商品券での助成などを行ってきております。今後とも商工会で実施しております事業の助成と各施策の助成を継続するとともに、町の各施設での修繕、物品購入、役務など町内業者で行っているものにつきましては財務規則に基づきまして今後も継続してまいりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 1つ目の地域事業者の持続的発展についてでありますけれども、私ごとではありますけれども、各町の商工会関係者とお話する機会がふえて、その話の中でどうして商店街が衰退していくのかという話題の中で、多くの方々が大型スーパーとコンビニは今始まったことではない。大きな理由の一つに、ちょっと固有名詞を出せばわかりやすいのですけれども、なかなか言えないので、1つは大手組合による定期配送システム、大手宅配業者による冷蔵、冷凍宅配システム、インターネットによる通信販売という意見が多く、その対策を考えていかねばならないと思っております。どこのことを言っているのかといいますと、シロクマのマークと猫のマークでしょうか。この2つに大きく

流れている。離島でも来るといふ、シロクマのマークが来ているといふことで、猫のマークのほうは今人手不足と人件費の未払い等で大変なことになっていますけれども、今後注目したいと思えますけれども、対策についてですが、そんな中、町の施策として住宅環境整備助成事業の商工会商品券の活用、またモスピーカードのポイント贈呈支援事業、大変有効であると考えられます。また、これから75歳以上の高齢者ドライバーの運転免許の自主返納がふえると考えることや、閉じこもり、ひきこもりにならないように、わかち愛もせうし広場を活用した新しい生きがいがづくりの場への活用に大変有効であると考えます。宅配は楽ではありますけれども、もっと商店街に来ていただく、町内で消費していただく、そのことが少しずつではありますけれども、地域経済の発展と地域雇用につながると考えられます。町長の考えを伺いたいと思えます。

小規模企業振興条例の件ですが、小規模企業振興基本法が施行され、道は平成28年4月より北海道小規模企業振興条例を施行され、道内151市町村において36の市町村が制定されている状態であります。この条例は、先ほど課長からも説明ありましたが、小規模事業者の施策の総合的かつ計画的な基本計画や基本的施策、市町村の責務、事業者の役割、商工会の役割、町民の理解と協力や施策の検証、公表を基本とする条例ですが、道内の4分の1程度の自治体が制定され、空知管内では岩見沢市と浦臼町が制定されているだけで、今後充分研究しながら条例制定に向けて取り組んでいただきたいと思えます。町長の考えを伺いたいと思えます。

地域内事業者の受注拡大については、また私ごとで申しわけないのですが、他町での仕事を受注いただくには大変で、地元の業者にも配慮しながら、できるだけ地元のもの、資材、宿などを使うようにしています。それでも嫌がらせを受けたり、その分経費もかかります。努力しているのは皆さん当たり前ですが、住宅環境整備助成事業のように地元業者が仕事の少ない時期に受注予定が立つ、また商品券で商店街の活性化にもつながる、大変素晴らしいことだと思えます。本町の住宅戸数はおよそ1,000件として、全体の5%が何かしらリフォーム、建てかえなど検討していると言われてしています。そのとおり例年応募者が50件前後、工事見積額が5,000万前後、そのうち当選者が40%前後、全員に当たればよいと思えますけれども、他町では全員に当たるところもありますけれども、多くのところは定住対策として、また金額も大きいのですが、1度きりのところが大半であります。妹背牛町の場合、当たっても2年を経過すればまた申し込めるようになっております。再三申し込んでも当選しない方、当選しなければ次回まで待つ方、抽せんで最後の端数により当選者が絞られる等々若干問題もありますけれども、助成額の増大も必要ですが、ぜひ継続していただきたいと思えます。

助成について商店の延命措置だとか、ばらまきだとかいう人がいます。しかし、商工会会員数が100件を割れば、局長の北海道商工会連合会からの助成が打ち切られます。もちろん商工会活動に制限も出る。また、役場より出向を頼めば今よりもっと助成が必要になります。また、生鮮食品店がなくなれば何億もかけて新店舗をつくらなければならなく

なる。このことは現実で隣町で起こっている事実です。商店の中でも広域で活動するところがふえています。建設業でもいろんな業種が少なくなっていますが、専門職に絞り広域で受注しているところがふえています。人口が3分の1に減っているのですけれども、店舗の売り上げが横ばいであるなら、これはもう発展していると同じことであると考えられます。そのような店の後継者が、また農業の後継者たちが青年部の活動を通して地域内問題にかかわりながら、やがてその地域の人、それなりのなるほどの人となっていくわけであり、人材は湧いてくるわけではありません。今力をつけられれば、これからの展開に希望が持てます。

受注機会の拡大について、地元の業者があるのであれば町内業者の持続的発展のためにも雇用促進のためにもぜひ検討していただきたいと思います。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、条例について答弁をしたいと思います。

小規模企業振興条例についての質問であります。道内各自治体におきまして中小企業の振興を重要施策と位置づけ、住民、企業及び自治体の役割や責務を明確にし、一体となって地域経済の活性化を推進していくことを基本とした小規模企業振興条例を制定する動きがあります。本町におきましても現在行っている事業を継続するとともに、小規模企業振興条例を通して経済の活性化と元気なまちづくりを目指し、地域の経済団体などが積極的に参画できるように取り進めていくことが大切であり、生きた条例になるものと考えており、条例制定後の実効性も生まれてくるのではないかと考えておきまして、今後商工会とともに協議しながら制定化に向けて進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、またおもてなしタクシー事業ということで、昨年12月に商工会さんのほうから新年度の予算の要望ということで、何とかおもてなし買い物支援を増額ということで平成29年度の予算案に増額計上しておりますので、どうか議員の皆様のご理解を賜りたいと思っておりますし、今後とも商工会に対しましてもできる限りの支援をしていきたいというふうに考えておきまして、タクシー事業につきましても今は商工会だけですけれども、今後役場に来る用事とか、そういう面も進めていかなければならないのかなと考えておきまして、その辺もまたこれから協議をしていきたいと考えておきます。

また、2番目のこれにつきましては、リフォーム支援事業につきましては私が町長になって2年目の12月の予算要望で当時の商工会の三役さんが来られて、町長、ぜひ商店街のために現金でなくて商品券を発行してくれという、私も本当にそれはいい意見だと思って現在に続いておきまして、今後も続けていきたいというふうに考えておきます。また、リフォームの当選率が40%ということで、今回商工会からもこの案につきましても増額の要望がありましたが、ちょっと厳しい財政情勢を考えて今回は見送ったわけですけれども、今後また町民の要望を聞きながら、ふえるのであればまた増額をしたいと思いますし、今回はスノーフェスティバル、今まではJAの青年部単独でしたけれども、今回からは商

工会青年部も合同で青年部、そして農協のフレッシュミズと3団体で行っていることは、本当にこれから画期的なことかな、もちろん青年部の数が減っていますが、そういうふうにはできるところは青年部、女性部で合同でやる機会もこれからのいいのかなというふうに考えているところでございます。

また、町発注の建設工事などは、できる限り地元の施工業者の受注機会が確保されるよう今後鋭意努力していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で8番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

次に、9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） （登壇） 通告に従いまして、2点について一般質問をいたします。

初めに、福祉行政、高齢者等への住宅対策についてお伺いいたします。現在町民の高齢化が進み、人口に対する65歳以上の人の割合が44%を超えている状況にあります。

次に、町営住宅についてですが、本町においては古い住宅を順次建てかえ、更新を行っております。比較的新しいところとしては、平成14年度建設の東雲団地から平成16年度の東雲団地B、そして平成19年度の北斗団地A棟、22年度の北斗団地B棟、平成25年度の北斗団地C棟、27年度の北斗団地D棟と建てられ、本年、平成29年度には稲穂団地A棟の建設が予定されています。建てかえの際には、玄関や室内の段差を少なくする、またはなくするなど少しずつバリアフリー化が進められていますが、東雲団地は3階建て、東雲団地B及び北斗団地は2階建てであり、2階以上へは階段となっております。本町の高齢者人口は年々増加し、今後も高齢化現象はさらに加速すると見込まれ、ひとり暮らしや高齢化世帯、認知症高齢者の増加が懸念されております。年をとり、足腰は弱くなっていく中、階段の上りおりはつらくなっていくのではないのでしょうか。

過日生活支援ハウスすまい・ルを視察しました。すまい・ルは、平成14年10月に開所、入居が始まり、さらに平成17年までは委託という形で、平成18年度以降は指定管理制度で管理運営がなされております。夫婦用4室、単身者用12室で、現在満室とのこと。浴室は共同利用ですが、室内及び建物内はバリアフリーになっています。介護度等の入所条件はあるそうですが、現在入所希望者が単身者で19名、夫婦で2組待機ということで聞いております。近年少しでも長く自立生活が求められる中、高齢で体に不安のある町民にとってはすまい・ルのようなところで生活できるのが安心ではないのでしょうか。すまい・ルのような施設あるいはその施設の建物の増設または建設のお考えがあるのかをお伺いいたします。

また、担当課はかわると思いますが、関連があると思いますので、今後建てかえていく町営住宅の平屋化、バリアフリー化についてのお考えをお伺いします。さらに、今年建設される稲穂団地A棟の内容、概要についてもお伺いしたいと思います。

次に、町政について。寺崎町長の町政執行についてお伺いします。平成21年12月に

町長就任し、1期、2期と8年が経過しようとしています。前任者からの継続事業もありますが、国営農地再編事業の推進、大型圃場に対応するためのRTK—GPSシステムを利用した先進農業への取り組み、商工会による住宅リフォーム助成事業、買い物おもてなしタクシー助成事業、移住定住支援事業、子育て支援事業、学校給食費助成などへの取り組みと町民の声を聞き、町民の負託に応えるべく努力されてきたと思います。2期目の終わりを迎えるに当たって、本町の町政執行へのお考え、町政への思いをお伺いします。

また、本年11月に町長選挙が予定されております。時期尚早かもしれませんが、それに関して現段階でのお考えがあればお伺いいたします。

以上申し上げ、一般質問といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 私のほうから先に生活支援ハウスの建設について答弁申し上げます。

国では、生活支援ハウスを平成2年から平成16年までに1,800カ所整備する計画を立てておりました。最終的には、その整備数は全国で537カ所となっているところです。本町も生活支援ハウスは、高齢者が安心して明るい生活が送れるよう支援し、福祉の増進を図る目的で建設をされているところです。本町のすまい・ルは、平成13年と14年の2カ年計画で建設しまして、総事業費が約4億3,200万円、財源内訳としましては国と道の補助金が約25%、金額で申し上げますと約1億1,900万円ございました。そのほかの財源は起債、あと町の持ち出しは2億2,200万円ございました。また、建築後は生活支援ハウス運営費として平成14年度から16年度まで3年間にわたりまして約2,350万円の運営費補助金というのが国からございました。しかし、平成17年度からは補助金としてではなく、交付税へ算入されましてうやむやとなってきているところです。それと同時に生活支援ハウスに係る建設費用の補助金につきましても、これで廃止という形になっております。

また、新たに建設する条件としましては、居住部門をデイサービス事業所にあわせ、または隣地、隣に当該事業所を整備するということになってございます。現在のデイサービス事業所の隣地に増設するには土地がない状況でございます。現時点の財政状況並びに立地状況または整備状況など勘察しますと、類似を含めた生活支援ハウスを建設するには国と道の補助金が全くございませんので、全て町の単独事業になることから、財政面では大変厳しいものと判断しているところでございます。

以上、ご理解を賜りますよう答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから公営住宅に関しましてご答弁をさせていただきます。

まず、バリアフリーということなのでありますが、今ちょっとバリアフリーというのは障がい者、高齢者のためなどの生活弱者のために生活に障害となる物理的な障壁を削除す

るということバリアフリーというそうなのですが、今はそういうものだけではなくて、ユニバーサルデザインという表現になっておりまして、このユニバーサルデザインというのはバリアフリー対応設備の障がい者だけの特別扱いに対して、最初から多くの方に使いやすいものをつくる設計手法というのがバリアフリーと言われているものであります。

それで、公営住宅に関するバリアフリーなのでありますが、これについては平成21年の3月に北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針というのが制定されました。これに基づきまして平成22年の3月に運用として北海道公営住宅ユニバーサルデザインガイドブック2010というのがありまして、このガイドブックに基づきまして今議員おっしゃいました北斗団地の建てかえ事業が途中からにはなると思うのですが、特にD棟が最終27年だったかと思うのですが、これが完全に今この指針にのっとった形でやられております。特にこの指針には、公営住宅は社会資本整備総合交付金の対象になっているのですが、この指針にのっとらなければならないということで技術審査を受けることになっております。それが1つ。それを受けることで建設をしていくというような形になっております。

もう一点の稲穂団地の建てかえについての平屋化、その建て方、それから概要についてというご質問でしたが、まず稲穂団地は今考えているのは2棟10戸、そのうち2DKを6戸、2LDKを4戸、計の10戸を考えております。これについては、私たちも公営住宅の管理をやっている中で、今既設住宅、確かに申し込みの方は現場建物見に行ったときに、2階にも上がれないのですよというのはやっぱり多く聞かさせていただいておりますので、稲穂団地については平屋を考えております。これからは、やはり平屋でいくことが最善ではないかと思ひまして、稲穂団地については平屋を考えています。先ほど言いました公営住宅の指針にのっとりましてユニバーサルデザインで設計をしておりますので、玄関以外については例えば戸は引き戸であったり、トイレについては車椅子でも対応できる、それから特に玄関ではこれも指針にあるのですが、20ミリ、2センチ以下の段差ということでも指針の中にありますので、そういう指針に基づいて設計をし、施工をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） それでは、町政について答弁をしたいと思います。

執行方針についてということで、私2期目の締めくくりの年と考えているところでございます。また、きのうの執行方針とダブりますけれども、やはり第1点目は国営農地再編整備事業の道筋が見えてきたということでございます。私になったすぐ次の年、政権交代もありましたけれども、土地改良事業費が6割カットということで、それ以降何回となく中央あるいは国会の先生のところにと要望に行き、何とか道筋が見えてきたということと、あわせまして道営も妹背牛東地区、桜川第2地区、千秋第2地区ということで予算が確保されました。今後の効率的で生産性の高い農業の展開を目指し、土地基盤整備の強化に努

めてきたところでございます。また、IT農業ということで、RTK—GPS普及事業にも支援をしているところでございます。

また、商工業については、先ほど質問がありましたけれども、地域内消費の向上が重要と考えているところでございまして、地元の商店街を守るのは他の人ではありません。地元の町民がみんなでもって商工業を守っていかねばならないと再認識をしているところでございまして、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく移住、定住支援、子育て支援、商工会商品券での支援事業を継続し、活性化を図ってきましたし、あわせて住宅環境支援整備事業、買い物おもてなし事業、モスピーカードのポイント贈呈の継続や町営住宅建てかえなど、そして今年の一部私道の砂利の助成も考えているところでございます。それなど踏まえまして、まちづくりを総合的に鑑みて平成29年度予算編成になっております。今後も安定した行財政基盤の確立を進めながら、将来を見据えた町政運営を再認識しているところでございます。

また、11月の町長選挙については、昨年の暮れから私の連合後援会の役員会等で再三協議をいただいております、3期目に向けて支援をいただいているところでございます。町には多くの課題も残っており、この状況を解決すべく、町民が主権者の理念のもと、さらに鋭意努力し、町民と協働の精神を大切にしながら人口減少に負けない、「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」のまちづくりに向け、地域住民の主体性や自主性を尊重しながら全身全霊を傾けて3期目に挑戦したいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） まず、高齢者の住宅等についてであります。今ほど説明がありましたとおり、生活支援ハウスを建てるのには大変条件もあり、お金もかかるということでございます。ただ、最初に言いましたとおり、あの施設に入りたいなという方が待機している方が結構おられるという中で、今ほど建設課のほうから聞きましたけれども、これからはやはり町営住宅のユニバーサルデザイン、そういうようなことで、年をとっても、足腰が弱くなっても生活しやすいような建物を建てていくことが必要かなと思っております。

それで、1点ほど確認したいのですが、自分の希望としては平屋で町営住宅を建てるのはいいのですが、やはり雪国ですので、冬場の除雪が大変かと思えます。それで、個々の玄関が外に1戸ずつあるのであったら個々の雪はねが必要なのですけれども、下屋を出すといえますか、例えば北斗団地のように2階をすっぽりなくして1階だけが平屋と考えます。そうすると、玄関が1つ、入り口があって、あと室内で中廊下みたいな感じでの建物にすると1戸1戸の除雪が要らないと。みんなまとまって1つの玄関の除雪、または車を置くところを除雪を頼めばいい。そういうようなことをこれからは考えていかないと、私は思っておりますが、これからそういうことを考えていくのか、また今回建てられる稲穂

団地についてはその辺はどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

次に、ただいま町長、2期8年間いろいろと頑張っておられたと思います。そして、本当に時期尚早ではありますが、11月に選挙が予定されており、後援会の支持もいただいて、前向きにといいですか、頑張りたいということでございます。その中において、今年11月までですが、この平成29年度の町政執行をしっかりとやらなければいけないと、それはもちろんであります。まずは、その点をしっかり頑張りたいと思いますし、今後の町政の課題を考えると、ただいま大まかな説明、表現をいただきましたが、これから大事なことは、妹背牛町にとって重要なことは皆さん心の中に、気持ちの中にあると思いますが、現在高校跡地の利用、活用、そして町民の健康を守る診療所についての対応かと私は思っておりますが、もしその点についての町長の考えがあればお聞きしたいと思います。あわせて町長の町営住宅を今後建てかえるに当たっての高齢者に対しての思いがどのような思いがあるのか、以上お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから稲穂団地の29年の計画の玄関についてということで、それについて答弁させていただきたいと思います。

玄関は各戸の玄関ではなく、イメージは北斗団地、前に通路があって玄関が1カ所というようになっている。議員の皆さん視察していただいたので、わかっていらっしゃると思うのですが、平屋でもあのような形で両サイドに道路に面した、町道に面した部分について出口を確保して、前はイメージとしては廊下を通過するというような配置を考えております。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、平成29年度予算案につきまして原案可決いただいたら、一生懸命この予算どおり執行していきたいというふうに思っております。

また、さっき言った町には多くの課題ということで、副議長さんご指摘のとおり高校跡地については町民会館の建てかえも含め、あるいは道道までの道路整備、側溝工事も含め、道と迅速かつ慎重に取り進めていきたいというふうに考えております。

また、きのう補正予算の議決をいただきました診療所運営につきましても、より細かく指定管理者と決算内容を協議しながら、指定管理者方式でいくのか、委託運営でいくのか、あるいは最悪の場合廃止も含めてということで、早い時期から町民、そして議会の皆さんと協議しながら方向性を定めていきたいというふうに考えております。

また、国営事業完成により国営農地再編整備事業の繰上償還が平成32年に、8億から9億の返済も今後大きな課題となっておりますので、よりよい起債を借りれるよう鋭意努力をしたいと思いますし、昨年から話になっておりますライスセンターの増強工事ということで、色彩選別ともみすり機、国のいい資金がありましたら積極的に導入に向けて働き

かけていきたいと思ひます。

また、町営住宅の建てかえにつきましても、現在稲穂団地のほうに古い人を移動するというので、5戸、5戸。屋根雪つきましても、一切おろす必要はないそうです。今の技術で風で飛ぶような屋根雪ということ、あとは玄関の前だけ。玄関も何か長屋廊下みたいなのでということ、と考えておりますし、その後古いのが黄金団地、そしてその間に町民から声があります地域優良賃貸住宅。今の町営住宅ですと所得制限がかかりまして、仮に農家の息子さん夫婦が専従者給与あるいは共働きをしていますとどうしても基準オーバーで町営住宅には入れないのですけれども、それを所得制限なしの地域優良賃貸住宅もローテーションに入れていこうと考えていますので、その辺もご理解をお願いし、答弁したいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で9番議員、向井敏則君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 質問通告に基づき、質問させていただきたいと思ひます。

まず、1,000年に1度と言われる大災害、東日本大震災が発生して、あす11日で6年目です。私は、災害時の7月にボランティアの募集の中で気仙沼や陸前高田のほうに行き、目を覆うようなこの世のものとも思えない光景を見、息をのむ思いでした。避難所や仮設住宅、救援物資を被災者の皆さんにお届けする仕事の中で、さまざまな被災者の方とお話しする機会がありました。涙ながらに聞かざるを得ない状況や、特にその中で聞かれたのが住まれている地域や隣近所の人たちの結びつきがいかにかような大震災、大災害でも大切かであることでありました。それとあわせて福島東京電力第一原発、まだいまだに約6万から8万の人たちがふるさとへ戻れないでいる。復興には、廃炉にはあと40年かかると言われてもいます。チェルノブイリでは、いまだに原発の後処理ができていない状況であります。

そういう中で第1点目に、1月26日から2月2日まで町内各11会場で開催された町政懇談会についてお伺いしたいと思ひます。行政の方から町の財政推計や各種事業の概要等が報告され、参加された町民の方々の意見や要望が話され、我が町のまちづくりの

基本とも言える町長の施政方針の中にもありました町民協働のまちづくり、これに基本的に欠かせないのが懇談会であると私は考えています。町長をはじめ行政の努力は評価できますが、町長に伺いたいと思います。

第1に、昨年との比で、今年の町政懇談会について参加人数、また町政懇談会で出された意見、要望が特徴点があればお聞かせ願いたいと思います。

第2に、出された意見、要望について、行政で取り入れていく点があったのかどうか、この点も含めて伺いたいと思います。

第3に、私も参加した1区の懇談会については、参加者等の点を含めて対象住民数、住まれている町民の方からの参加数を見て、比から見て参加者が少なく感じました。そういう面でこの1区の町政懇談会の改善点、また今後こういう方向であれば、努力もなされていると思うのですが、もうちょっと参加人数がふえるかなと、そういう考えがあたりであればお聞かせ願いたいと思います。

第2に、町の奨学金制度について伺いたします。現在日本の子供たちの6人に1人が貧困状況にあると言われていています。向学心に燃えて大学に進んでも、アルバイトと奨学金が大変な思いで大学を卒業し、何百万円もの借金を抱え、大変な思いで返済している、そういうことが報道されております。国も今年度の予算で返済不要の給付型奨学金制度を導入すると決めたそうですが、対象者は大変限られたものであると言われていています。本町でも奨学金制度がありますが、その現状と取り扱い状況を第1点目にお聞かせ願いたいと思います。

そして、本町としても何らかの給付型奨学金の導入、また奨学金の返済を支援する制度などを考えてはと。大変な財政状況、奨学金の状況もあろうと思うのですが、この点でのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

第3に、温泉ペペルについて伺いたします。50名の湯治モニター、平成28年9月3日から11月26日まで3カ月の日程で予防医学の視点から温泉療養効果実証実験が行われました。3月5日には、温泉療養効果実証調査報告会が町民会館で多数の参加で開催されました。まちづくりの中心として、北空知管内唯一の源泉かけ流し温泉ペペルに光を当て、妹背牛町に町内外の人たちに利用してもらい、町の活性化、また経済効果も期待できるものと私は思っています。また、利用されている方からもそういう声をお聞きすることがあります。さらに、創造的な温泉ペペルを中心としたイベントを展開してはと思います。その上で伺いたいと思います。

まず第1に、温泉療養効果実証実験の取り組みの目的と今後その実験経過をどう温泉ペペルの活性化の利用者増のために活用していくかについて、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

第2に、温泉ペペルの経営状況について伺いたします。今年度は、町からの繰り入れも少なくなったとお聞きはしています。その上で、経営努力はされていると思いますが、2年前、2年までたっていないませんが、前回の町議選挙のとき、その前に町議選挙の町民会

館での各候補のいろんなさまざまな立候補の表明のときも、入浴1年券4万が廃止され、半年券3万が導入されて、その状況に対しての各候補の意見が伺われました、司会者から。また、導入時には利用者の大きなさまざまな声がありました。町政懇談会でも厳しい意見が出されました。これを機会に温泉ペペルの利用から離れた方も多数いるとお聞きしています。お伺いしたいと思います。1年券を廃止し、半年券導入で経営はどう好転したのでしょうか。この点でのお考えをお伺いしたいと思います。

第4に、北空知JR留萌本線問題検討委員会についてお伺いしたいと思います。今JR北海道は、分割民営化30年にして最大の経営危機の状況にあると言われていています。しかし、この状況は国鉄が分割民営化される、経営上無理がある、多くの識者や全国でも2,000万にも及ぶ国民の非常に大変な状況になるという危惧を示す署名が集まりました。JRと道、市長会、町村会と4者で2月28日に4者協議会を行っています。新聞報道では、多くの自治体は道の議論や国の支援の方向が見えない中で個別の協議はできないという慎重な姿勢をとっていると言われていています。私もまさにそのとおりだと思います。国がやった政策の失敗を自治体や住民に丸投げすることは許されるものではないと思っています。北空知検討委員会も新聞報道では自治体や商工会、農協と幅広い人たちで、まずは国、道が北海道の鉄道の将来ビジョンをと声明を出し、また廃止となれば北空知の人口動態、経済に大きな打撃が及ぶと確認されたとお聞きしています。その上でお伺いしたいと思います。

本町としては、函館本線に駅があって、北空知留萌線とはちょっとかけ離れているわけでありまして。また、北竜はJR線がありません。そういう中で1市4町でのこの間の議論の方向と今後どういう方向でこの検討委員会が進められていくのかについてお伺いしたいと思います。

第5に、きょうの北海道新聞にも書かれていますが、あさって12日に道路交通改正法が出て、大きな見出しで交通難民を生むおそれと書かれています。いわゆる認知機能チェック強化がされて、75歳以上は必ず検査を受けなければならないという報道でかかっています。また、新聞やテレビでも高齢者が大きな事故を起こすことが報道されています。本町でも高齢者の人たちが車を運転する比率が高いのではないかと私も思っております。高齢者が運転をやめられない理由は、車で移動しなければ生活しづらい、そういう町の構造になっている。生活のためや買い物、病院への通院など、町としてタクシー券の発行など一定の努力はなされていると評価しますが、道路交通法の改定で運転免許証を返納せざるを得ない、また自主的に返納する人たちがふえることが予想されると考えられています。

空知管内では、自主返納に対して雨竜町では1回限りの商品券、北竜町は有効期限3年の打ち切りタクシー券の補助などを行っているとお聞きしています。その他の市町村においても一定年齢以上の高齢者に対する施策がとられているともお聞きしています。ちなみに、12往復無料パス券の発行ですとか、バス乗車券敬老パス、敬老タクシー、ハイヤー券などを行っているとお聞きしています。本町でタクシー券補助の施策の現状と、また高

齢者の車を運転している方、また免許証返上した方の声、率直に言ってそういう声が町に届けられているのであれば、この点で町としてどうお考えかという点についてぜひお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私のほうから1番目についてご答弁申し上げます。

町政懇談会につきましては、1月26日から2月2日までの開催期間でございました。町政懇談会につきましては、町民の皆様の声の声を町政に反映させ、協働によるまちづくりを進めることを目的として、毎年農閑期の冬場に開催しております。参加実績でございますが、全町内会で195名の方々が参加していただいております。昨年と比較しますと全体では8人の減となっておりますが、この件につきましては農家地区の中で会議等がございまして、8人の減というふうになっております。農家地区におかれましてはほとんどの方が参加してございまして、市街地につきましては開催日を平日の夜間ではなく日曜日の午後とのご意見もあり、昨年の午後2時から午後4時に変更して開催してございましたが、41名の参加人員でございまして、昨年より1名の増でございました。また、今回内容についても若い世代への参加を促すためにも福祉医療、子育て支援、移住、定住支援などの説明、託児所を設けるなど行いましたが、若い世代の増にはなりませんでした。

参加者からのご意見、ご希望につきましては、幼稚園の活用、河川洪水対策、高校跡地関係、ふるさと納税及び道路整備関係が主なものでございました。ご意見、ご要望につきましては、2月16日に課長会議を開催し、すぐに取り組めるものから改善、実施しております。町民の皆様方には、広報もせうし3月号に掲載し、広くお知らせするとともに、今後も多数の参加をいただき、多くのご意見をいただきながら町民の参加のまちづくりをしていく必要があると思っております。

議員ご指摘の1区における参加者をふやす工夫としては、過去にも開催回数をふやすことで日中と夜の2回開催、日曜日の開催などご提案をいただきましたが、私どもの分析では勤め人の方が多いのと商店経営などの自営業の方が多いなど、開催回数ではなく開催曜日、開催時間、そして18時半ということで行いましたが、くつろぎの時間帯に要因があるのではないかということも踏まえながら、日曜日の午後3回行っております。しかしながら、参加の増には至っておりません。今後こうした広聴広報活動を通じて次年度に向け検討し、町民一人一人がまちづくりへの意識を持っていただけるよう取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私から2番、奨学資金制度についてご答弁申し上げます。

ご指摘の給付型奨学資金制度につきましては、生活困窮により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しするもので、独立行政法人日本学生支援機構により運営されるもので、住民税非課税世帯の大学、短大、高等専門学校、専門学校の平成29年度の入学生か

ら対象となります。この給付型奨学資金ですが、返済義務が生じないということで利用希望者は多いものと想定されますが、誰でも利用できるものではございません。非課税世帯であることが前提で、加えて高い学業成績や学業以外の活動成果が要求されるもので、29年度では2万人を対象に予算措置されてございます。また、2年目以降につきましては、一定の学業成績に達していなければ交付の停止あるいは返還も求められる大変厳しい制度でございます。

本町の奨学資金は、昭和48年制度が開始されまして、以来28年度末におきまして延べ369人が利用してございます。妹背牛町奨学資金条例第2条におきまして学資の支弁が困難であることと規定していますが、明確な所得基準は設定しておらず、奨学資金運営委員会による審査では向学心ある学生には積極的に支援するといった意味から、ほぼ申請者全員が承認されるのが通例でございます。また、償還期間も最長10年、無利子でございます。また、人数枠の制限もなく、極めて有利かつ利用しやすい奨学資金であると考えます。

また、本町の奨学資金は世帯主ではなく学生本人に貸し付けするものです。当然返済するのも本人になります。たとえ借入れ時に非課税世帯だったとしても、卒業、就職後は当然納税義務者となり、返済時の条件は皆同じであると考えております。

また、町の奨学金は貸与者から返済された償還金を新たな生徒に貸し付ける、ある意味相互扶助的な運営がされております。生活困窮者に係る進学支援策としての給付型奨学資金制度は重要であるとは考えますが、今の時点におきまして町単独で給付型奨学資金制度は課題が多く、難しいものと考えております。また、奨学金の償還においても正当な理由があれば償還猶予の規定もございます。したがって、奨学資金返済支援制度についても導入の考えはございませんので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから3点目の温泉療養効果実証事業についてと温泉利用券に関連しての経営状況についてご答弁を申し上げたいと思います。

今回実施いたしました温泉療養効果実証事業は、地方創生加速化交付金の認定事業として承認され、議員からご説明ございましたように9月3日から11月26日までの期間に実施したものでございます。温泉に週1回及び週2回通うモニター35名、飲泉モニター15名の協力を得まして、入浴や飲用によって調査開始前、調査終了後の血液検査等から健康維持や回復に有効な効果を科学的、医学的に実証する事業内容となっております。

さきの調査報告会では、医学博士でもあります松田先生から詳細な報告があったところでございますが、概略申し上げますと細胞の酸化を防ぐ、抑制する抗酸化作用がペペル温泉には存在しており、予防医学的にも有効であるとの実証結果が報告されました。健康寿命に寄与する温泉として、この効能について広く周知していくことで、住民の健康増進に寄与することはもちろん、利用者の増加による経営改善にも期待できるものと考えてございます。今後温泉効能を生かした入浴プランの提供や、あるいは飲用水を活用した商品開

発を進めるなど検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、温泉利用券の状況でございますが、平成27年度から従前ございました1年券、半年券、3カ月券を整理いたしまして、半年券のみの会員券といたしました。現在会員数は若干変動ありますけれども、200名程度で、平成25年度総会員数316名から100名程度減少しております。この間の収支を見ますと、平成25年度の会員券売り上げは1,379万7,000円でございます。現在平成28年度の決算見込みでは約1,210万ということですから、160万程度減少していることとなります。実際のところはそういった状況なのですが、70歳以上の入館料を昨年から300円として、入館者はこの結果によって増加してございまして、経営上も売上が伸びております。28年の決算見込みでは約970万円程度、27年の決算が336万円程度ですから、600万程度は老人券の設定によりまして売上が伸びているということですので、会員券の減少に伴う損失額はこの部分の比較でいえば充分補填されていると認めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私のほうから4番目、北空知JR留萌本線問題検討会議についてご答弁を申し上げます。

JR北海道は、昨年11月18日、厳しい経営環境を背景に単独では維持困難な線区として道内の10路線13線区を公表し、今後鉄道を廃止してバスに転換すること、鉄道の維持を前提とした運行に必要な費用負担などについて沿線自治体と協議をしていく方針を示しました。この公表の中に留萌線があり、留萌線は深川市、秩父別町、沼田町にまたいでいることから、北空知、そして空知管内留萌市と広域的な問題、課題として各自治体が連携した中で対応していかなければならないということで、会議の場を設けています。公共交通につきましては北海道全体の問題であり、地域ごとに切り離して協議するべきではなく、オール北海道での対応が必要とのことで、北空知JR留萌本線問題検討会議を1月31日に設立し、留萌線については存続を求める意向、今後空知、道、オール北海道で国に働きかけることを総意で確認し、今後はJR北海道の動きに応じ弾力的に会合を重ねることも確認しております。

今回の公表線区の基準といたしましては、輸送密度1キロメートル当たりの1日平均輸送人員が2,000人未満とされていることで、石北、宗谷本線をはじめ10路線13線区が該当し、昭和62年4月の国鉄民営化で会社が発足して以来、根本的な見直しであると認識しているところでございます。仮にこの輸送密度2,000人未満が基準とすれば、本町を走る函館本線は特急の運行もあり、線区の廃止は該当外と思われませんが、妹背牛駅での乗車客数は決して多くはなく、今回のダイヤ改正に函館線の4無人駅が廃駅となっております。今後減便や運賃の値上げなどにさらに駅舎やホーム、栈橋までも維持管理を町の負担で行い、JRは運行のみに専念するという上下分離方式もJR北海道から提案された中での協議もあり得るのではないかとこのように懸念しているところでございます。い

ずれにしましても、JR北海道の厳しい経営状況も理解しつつ、地域及び北海道の交通網でもある鉄道であり、今回の公表路線は現況の48%に当たることから、オール北海道で協議していかなければならない重要な問題でございますので、慎重に対応していくことでご理解をお願いし、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 私のほうから5番、高齢者に対する移動支援について答弁申し上げます。

免許を保有された高齢者にとりまして、車の使用は買い物や通院等におきまして大切な移動手段になっているものと認識しているところでございます。本町の現状を申し上げます。平成12年から町の介護予防・地域支え合い事業の中で外出支援サービスを展開しております。この事業は、本人の身体状況や認知、判断能力において公共の交通機関を利用して自力で目的地まで移動が困難な方に対し、居宅よりその目的地までの送迎を行っております。そのほか町まで買い物に行きたい方には、商工会で行っております町内買い物等支援タクシー利用証明書の発行がでございます。乗車料金によりましては金額に変動あるのですけれども、乗車料金例えば1,000円以内ですと300円分の買い物ができる利用券が発行されております。また、妹背牛診療所への受診者にはご自宅までの無料送迎がでございます。さらに、介護予防の事業に参加される方には乗り合いタクシーにて安価でわかち愛ひろばへの送迎利用ができます。それぞれの目的に沿って支援をさせていただいているところでございます。免許証の返上者は、どういう状態で自主返納されるのか、またはされたのかをしっかりと把握した上で対応したいと考えております。

その他の支援策としまして、新たに社会福祉協議会では地域助け合いの精神を基調とした住民参加型による活動を支援するため、ここで生きたいという願いの実現に向けて訪問型サービスの家事援助サービス、外出支援サービスなどを展開してまいります。支援を必要とする方も支援をする側もともに会員登録制となり、費用が発生します。今後準備が整いましたら事業展開となりますので、ご理解を賜りますよう答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目の町政懇談会について、非常に努力されているということは理解できますが、この間ずっと同じ状況が、1区の場合、それぞれ努力なさって曜日の設定だとか、託児所を設けるとかという話でもいろいろあるのですが、その原因というのは何なのかというのをもっと深く検討するというか、そのことが1つは大事ではないかと思えます。この点での町長の考えがあればお聞かせお願いしたいと。町長の言う協働のまちづくり、笑顔輝くまちづくり、この基本は町民が主人公の町民が主体のまちづくりだと私は考えています。そういう面での町長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

あと、3点目の温泉ペペルの件については、私は半年券さまざまな、1年券をなくして半年券、そのことが本当に経営上どうだったのかというのをやっぱり深く分析する必要が

あるのではないのかと思っています。あそこは有料ですし、別に赤字がいいとも思わないと思うのです。やっぱり経営も好転して、かつては一般会計も繰り入れたときあったのだよという話も聞いています。そういう面で振興公社の社長として、こういう経営の施策はどうだったのかというのはやっぱり深く分析する必要があるのではないかと思います。老人券が出て600万あって、半年券移行で1600万、実質1,000万ぐらいのペイしていないわけです。この点で振興公社の社長である町長にお考えがあればお伺いさせていただきます。

あと、5番目の高齢者に対する移動支援、さまざまな点があるというのを今新しいもの聞いて、初めて聞くものもあるのですが、もっとこれをお年寄りたちに、私も今いろんな老人クラブだとかかかわっているのです。これ知らない人もいっぱいいるのではないかなという感じしています。そういう面で免許証返上者の問題はさておいても、こういう制度本町でやっているのだよというのをもっと宣伝してあげたほうがいいのではないかなというのを思っています。この点で町長、考えがあればぜひお聞かせください。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、町政懇談会から答弁をしたいと思います。

過去には、今話題のありました温泉ペペルでの懇談会も行いましたが、人集め的な問題では逆に集まりが悪かったという事実、そして何か物で集めるというのは本懇談会の趣旨に合わないという判断の中、現在も見送っているところでございます。先ほども申しましたけれども、改善策といたしまして、農家地区は世帯数で見ますと出席率85%から95%とある程度確立をされています。やはり農閑期の1月下旬から2月の下旬の日程が動かしがたいものとなっております。再三ご指摘のように、最も出席率の低い区におかれましては先ほど課長も答弁しましたけれども、いろいろな職業の方あるいは商工会の方、そして年齢の高い方、若い世代の方をどのように行政に関心を向けるということが一つの課題と申しております。今後も1区町内会連合会を通じて各町内会役員の出席を働きかけてもらうことにより、多くの皆様の出席をいただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、執行方針でも申しましたかと思っておりますけれども、1区の新旧町内会の総会には私と総務課長が出席をして、最後まで懇親会をしておりますし、商工会青年部、女性部あるいは親の商工会におきましても総会には私と企画振興課長がそれぞれ出席し、懇談の中で希望あるいは要望等を聞いているのが現状でございます。また、次年度以降生きがい講座なども利用して、時間がもらえるなら職員全員とはいきませんが、各幹部クラスで短い時間ですけれども、町政懇談会の開催もいいかなと思っておりますし、現在わかち愛ひろばでも月、水、それぞれ皆さんたくさん集まっておりますので、その時間の中でも1時間か2時間割いて高齢者あるいは町民の声を聞くことも必要かなと検討しておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、妹背牛温泉ペペルにつきましては、議員さん改選前の前森嶋議長さんのと

きの議員協議会で満場一致で3万円の議決を得たのを私は覚えております。その後先ほどの討論会によりますと、議員さんが半数かわって見直しという声がありますけれども、私は前回の議会の議決を重んじているところがございますし、よく言うのですけれども、3万円を180日で割りますと1回約167円ぐらいなのです。それをまた4万円、5万円下げますと単価的には安くなりますので、そのかわり2年後、3年後の消費税増税につきましても上げる気はないということで理解をお願いしたいと思っておりますし、それとあと定期的に温泉の経営状況につきましては議会の行財政等調査特別委員会でも逐次報告しております、その中でいろいろとご意見、ご提案を賜りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、また先般行われました温泉フォーラムにつきましても、逆に町長、この温泉すごくいいのだから安売りしたらだめだよという意見の人もたくさんおられました。そういう意見もありますし、本当に素晴らしいということで、今後すぐやることとして、浴槽の温泉の湯口をつつぺをかって、一番いいお湯がすぐそこで流れるということで、近い3カ所をとめてオフにするということと露天風呂もなるべくいいお湯がすぐそこへ出ていかないで回るようにここの湯口をとめなさいというご指摘があったので、そのことはお金もかかりませんし、やっていきたいと思っておりますし、JR問題とも絡みますけれども、わざわざ札幌からエル特急でJR深川まで来て、そして妹背牛に11時10分着の普通列車で到着した方が5名おられて、もちろん温泉好きな人なのですけれども、駅から歩いて15分、そしてこのフォーラムに入って、また風呂入って帰っていきますというお客さんもいました。ちょっとJRとも含みますけれども、必ずJR問題につきましても、もちろん残してくれ、存続してくれも結構ですけれども、やはり乗客が乗りおりしてくれる、そういう駅の体制というか、妹背牛の場合は妹背牛温泉ペルを利用してながらJRの普通駅を利用してもらおうと、そういう方向性もぜひ必要なのかなというふうに考えているところでございます。

また、高齢者のことにつきましてもそれぞれ老人クラブの会合や、あるいは神社の先月の建国記念祭でも申し上げていましたけれども、やはり免許証の返納は行政が必ずやるものではなくて、あくまでも本人とご家族の慎重な判断もとに免許の返納を考えてほしいというふうに考えているところでございます。

また、町政懇談会で農家の数地区より自分の親がもう80を超えています。本当に運転免許が心配だということでたくさん問いも出されたところでございますが、やはり自主返納への動機づけとして、一部助成や特典付与は有効であるものと考えますが、先ほども言うとおりの免許保有者にとっては買い物、通院、訪問など日常の足であるとともに、運転できるということが自立の象徴となっていることを鑑みると、今後も慎重に検討していきたい旨の回答をさせていただいております。先ほどご指摘のとおり、今月の12日から認知症に対してすごく厳しくなるようでございますけれども、何とかタクシー利用、買い物おもてなし事業あるいは先ほど課長が言いました外出支援サービス等をぜひ利用してほしいと思っておりますし、今後また町民の声、議会の声を聞きながらご相談、ご協議していきたい

と思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、深川地区消防組合の財務会計システムの導入について伺います。要旨といたしましては、導入の経緯についてのお伺いになります。まず、平成24年4月16日の会計検査によりまして、1市5町の組合で構成される深川地区消防組合の中で、納入されるそれぞれの負担金に平成23年3月31日当時3,310万円の未収金があることが発覚。監査委員から指摘を受けた事実は皆様の記憶にも新しいと思います。それを受けまして、るるあった後に、平成25年7月12日、1市5町をバックアップしまして旭川地方裁判所に民事訴訟が起こされ、9月13日に判決が出ております。深川地区消防組合の会計不正経理問題の裁判結果、そしてこれを受けまして今後の対応についてそれぞれ町民の説明、それから組合からの説明の中に、再発防止策として5つほど出されている中に、会計システム導入、つまり電算化導入の検討ということも含まれております。

私は、今回1市5町でこの会計システムが導入されるといううわさを聞いたときに、この不正経理の問題が最初にあって会計処理システムを入れるという話になったのかどうかということをお伺いたいということと、それから私の聞いた情報によりますと、最初ヒューマンエラーで起こされた不正に対して会計システムを導入するとは何事かと、そういうものにはお金を払う筋合いはないという反対を受けたということをお伺いしております。その後新しく会計処理システムを取り入れて、組合の事務処理の効率化、国が要請する統一的な基準による地方公会計システムに移行するため、これを取り入れたいということで準備が整い、スタートしていると伺っております。これらのことを聞いた上で、組合としてはこれらの反省の上に立って新しい財務会計システムを導入するのではなく、不正問題とは別個に財務会計システム自体の新しい導入が必要だったということをお伺いしております。

ただ、問題は、事務の効率化のために入れた後に、そこで実地運用における問題についてさらに伺わなければならないと思います。私が得た情報によりますと、深川消防の本署から各支署のコンピューターに向かって縦覧が可能だということがございます。つまり中央から支署を管理するというシステムの流れがあるそうでございます。これはもちろん必要なことだと思います。問題は、各支署がそれぞれ組合費として払って共同運営しているそのシステムの中に、各支署から逆に双方向性として本署の財務会計システムを見ることができないという話を耳にすることがありました。私は、5年前に起こりました不正会計の問題に対してどうして反省がないのだろうと、その双方向性を手に入れることが一番重大なシステムの近代化の中で持っていていい部分ではないかということを感じまして、今回質問をさせていただきます。これらについてご答弁をお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから深川地区消防組合の財務会計システムの導入についてご答弁申し上げます。

今ほど議員からご指摘ございましたので、まず導入の経緯からお話ししたいと思います。本システム導入の経緯でございますが、平成24年4月に深川地区消防組合負担金に係る不適切経理による未収金が発覚し、これは先ほど日にちまで詳細に指摘いただきましたが、その後平成25年度に本部より会計処理作業の効率化と正確性を図るためという理由で、ここの正確性が先ほどの不正に係るということでした。その理由で各構成町にシステム導入の打診がありました。構成5町の全てがその段階では不正経理の全容解明と責任の所在がはっきりしていない中で、またシステムの運用は人が行うというようなものですので、それらの理由で導入には反対とし、見送られた経緯がございます。

今回の導入については、一連の不正経理問題とは全く別でありまして、これも先ほど議員からありましたが、現在国からは平成29年度までに全ての自治体で、本町もそうですが、新公会計制度の整備促進を求めており、消防組合においても公会計対応、そして固定資産管理システムを導入することとなり、本システムに正確かつ円滑に予算執行や決算のデータ、これの連携を行うとともに、予算編成、執行管理、決算処理を含む経理業務量全体の削減を図るため、財務会計システムをあわせて導入し、運用を行うためであることから、今回の導入につきましては構成全ての町において異論なく同意したところでございます。

なお、不正経理問題の再発防止策、これ先ほど5項目、深川市の中で、再発防止策については不正経理等調査特別委員会の提言に基づき、市職員との人事交流、消防と市役所との人事交流、経理事務担当者の定期的な異動がされておりますし、公金に対する意識向上の研修会を実施していると聞いているところでございます。本システム導入が再発防止策のものでないことにご理解をいただきたいというふうに思います。

また、議員ご指摘のシステムの運用における双方向、どちらからも見えるという透明性の体制については、これはセキュリティー等のさまざまな面を考慮した中で、現段階では本部と支署間の双方向でのチェック体制とはなっていないものであります。これは、サーバーの中で構成の町、5町ありますが、そこで例えば妹背牛の支署の職員がほかの秩父別支署の伝票やら予算やらが見えてしまうというようなことで、現在4月から運用の段階においては双方にはならないということでありまして。今後4月から本格運用していく中で、現場職員や他の構成町の意見も聞きながら改善すべき事項等があるならば事務次長会議等で協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） お伺いした内容に対して再質問させていただきます。

管理者への提言、それから不正防止についてる述べられました。5つございました。この中の再発防止策の中の消防本部職員と構成市町職員の人事交流及び2番目、経理事務

担当者は定期的に人事異動する。市、消防職員の公金に対する意識を高めるために研修を行う。最後に、内部通報制度の有効性を検討し、必要と認められる場合は内部通報制度を導入する。これらの重々しい言葉をいろいろ並べていますが、これ簡単に言いますと双方向性を行えばこれら全てを一切する必要はなく、通常の業務を正確に行うということが行われるのではないかと思います。ですから、例えば構成町の町を横に横断してみるということは除いて、本部が実は今回問題を起こして、本部においてまた監査で発見されたという、この事実をもうちょっと重く受けとめていただきまして、会計監査が消防の組合においてありましたのは深川市と秩父別町だけでした。この2つの1市1町はお金を不正に使われてはおりませんでした。残りの4町が行われていたということです。つまりこれは本部と、それから各支署間のある種の中央集権化というものの中で行われたと言われてもやっぱりしようがないと思います。ですから、システムを運用するとき、別にこれお金がかかるわけでもありませんし、この問題に対して事務の効率化ということを国のシステムの上でつくるようにと言われた段階で、これはもう当然入ってこなくてはいけない問題だと私は存じております。ですから、この問題は忘れ去ることなく、重きを持って会議に臨んで、これは私は提案されることを望みますが、どう考えますか。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 田中議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

今ほど田中議員ご指摘ございました不正経理等調査特別委員会調査報告書、中の再発防止策5項目を言われたと思いますが、これについては平成25年の2月に出されたものでございまして、先ほどの答弁で申し上げましたとおりその段階でこれにのっとりまして財務会計システムを入れたいという打診があった中では、まだ解明されていないという部分で構成町全ては反対をしたというところでございます。

それと、サーバーの中で構成町を見るのではなく、本部と例えば妹背牛支署の間だけでの透明性という部分では、今後先ほども答弁した中で4月から運用の中で、恐らくそれは権限を与えればそのようなことにはなるというふうに思いますが、4月スタート段階、これまでいろいろ本部と私ども事務次長会議の中で、これで問題なしということで4月からスタートをするわけです。ですから、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今後運用の中で不都合ですとか、今言われた双方性の確保での透明性の確保ということになれば事務次長会議、そしてまたその上に消防議会もございまして。消防議会の中でまたご判断を仰いでいかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で3番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君）（登壇） 通告に従って、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、介護予防・日常生活支援総合事業についてということで、介護保険制度改

正により総合事業が実施されてから1年が経過いたしました。本町の総合事業におきましては、現在行われている総合事業に対しましていろいろなところから視察に来られているようです。そんな現状を見ますと、この総合事業、スタートはなかなかうまく進んでいるのではないかなというように実感しております。ですけれども、高齢化というのは間違いなく進む妹背牛町において、状況はどんどん変化していくのではないのでしょうか。

当初課題でもありました送迎や入浴サービスはどのようになったのか、また最大課題でありますように人材育成はどのように進んでいるのか、また1年経過いたしまして新たな課題は生まれていないかという現状をお伺いしたいと思います。

さらに、近い将来、5年後、10年後ということを見ますと、中期や長期の計画も当然必要になってくるのではないかと、その必要性もお伺いいたします。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 私のほうから答弁申し上げます。

総合事業は、介護保険制度改正の一部により、要支援者として軽度の認定を受けた方は全国一律で予防給付としてサービスが提供されておりました訪問介護、通所介護が保険給付より外れまして、地域支援事業としてそれぞれ自治体で多様なサービスが展開できるよう、早いところでは平成27年度よりスタートし、今年4月からは全国の自治体でスタートしなければならない事業となりました。本町では、ご承知のとおり昨年2月よりわかち愛もせうひろばでNPO法人わかち愛もせうしを中心としました住民主体の通所型サービスを実施し、1年が経過したところでございます。各自治体では、住民主体の運動やサロンが展開されておりますが、本町のような地域食堂やほっと茶屋を利用した中での住民主体のいわゆる通所型サービスは道内で1カ所ということで、遠くは津別町、大空町、苫小牧市初め近郊の自治体や団体、事業所など20カ所近くの方々が視察に来られたところでございます。

事業対象者は、現在登録者58名、月曜日と金曜日に事業を展開しておりますが、プログラムを自分で選択した中での利用になりますので、大体平均しますと1日25名程度となっております。

ご質問のありました送迎サービスは、自宅からひろばまで市街地区、農家地区も含めタクシーによります乗り合いで送迎を開始しております。また、入浴サービスにつきましては、要介護認定者はデイサービスにて支援しております。事業者の事業対象者からは、入浴サービスの要望がありませんので、今のところ事業の展開はないものと判断しているところでございます。

新たな課題としましては、農家地区でこの事業を知らないという方が多いということです。今後周知を含めて老人クラブ単位の説明会を各地区で検討したいと考えております。そうすることで農家地区の会館やコミセンでの実施が定着し、身近な居場所づくりにつながればと考えているところでございます。そのためにも人材育成が必要となってきますし、

サポーター的な役割を担える元気な高齢者を発掘していく必要性も感じているところでございます。通所型サービスが先行した部分で、現在は訪問型サービスの展開に向けて人材を少しずつ確保しており、社協と連携した中で生活支援サポーターの育成にも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、事業計画でございますが、毎年単年度ごとに包括支援センターでは事業報告並びに事業計画案を策定し、年度当初に運営委員会へ報告しております。本町では、社会福祉協議会、NPO法人、民生委員児童委員さんなど皆様のお力添えをいただきながら、あくまでも長期計画ではなく目の前の課題を直視しながら解決に向け事業計画を策定してまいりますので、ご理解を賜りますよう答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） まず、先ほども言いましたように多くの方視察に来られている現状を見ますと、大変すばらしい計画が実行されている、そう思うのですけれども、先ほど課長の答弁の中にもありましたように住民に対する周知ということで、せっかくすばらしい事業が行われていても、その周知が地元の町民に伝わらない状態であるということにちょっと不安を感じます。その解消のためにも、先ほどありましたように説明会であるとか、周知の方法を検討されていくべきところもかなりあるのではないかなというふうに考えます。まず、その周知の方法につきましては、いろいろな方法で進めていただきたい。

さらに、先ほど佐田議員の質問の中にもちょっとあったのですけれども、免許証の返納の道交法の変更のところで、認知症の認定者がひょっとするとそのテストを受けることによって、今までは年とったからこんなものだろうというふうな判断をされていた方々がはっきりと認知症の可能性があるという診断をされるケースが多くなってしまっているのではないかなという予測を立てるのはいいことか悪いことはよくわかりませんが、その辺の人数がどんどんふえていくのではないかなという、その辺の作業もしながら、送迎という部分につきましては前回の質問もさせてもらったのですけれども、いろいろな方法が考えられると思います。現在も乗り合いタクシーであるとか、いろいろな制度の中で活用されておりますけれども、その点についてもやっぱり認知というところが、情報発信というところが問題になってくるのではないかと。そんなことを考えながら、ますます高齢化が進む妹背牛町の中で、この事業の大切さは大変理解しております。住民主体のという点ではすばらしい、社協、ボランティア、NPO等々含めて住民を巻き込むということにはすばらしく成功していると思いますけれども、やはりそこにも高齢化という心配は、安心してすぐ追いついてくるのではないかな。その辺を踏まえながら、目の前の作業も当然必要ですけれども、将来に向けた安全対策という、そのときが来るのを待つのではなくて、その前に準備を進めておかれる必要もあるのではないかなということを思います。そんなことを踏まえながら、町長のお考え方を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず最初に、本町のNPO法人わかち愛もせうしの設立に当たりまして、現水上理事長さんも含め、当時鈴木さんの特段なるご理解とご尽力に心から敬意を表したいと思います。

本町においても高齢化率が上昇し、介護認定を受ける方々は年々増加傾向にあり、介護費用の増加も予想され、介護保険の果たす役割は重要になってきます。また、見守り、安否確認、外出支援、家事援助、介護者支援等といった生活支援の必要性がますます増加しており、ボランティアやNPO、民間企業などの地域の多様な主体が提供する生活支援サービスの体制整備が求められています。本町においてもわかち愛もせうしひろばを活用した新たな生きがいくりの場として、住民が主体となった通所サービスがスタートをしているところでございます。本サービスの実施により、高齢者自身の介護予防、生きがいくりの推進を図ると同時に、活躍の場を創出できるよう新たな生活支援サービスの展開を検討し、みんなで支え合う地域づくりの実現を目指したいと思います。

議員ご指摘の周知体制につきまして、あるいは免許返納、送迎ということで今後充分検討しながら、一人でも多くの町民に知ってもらえるよう、また今は65歳ぐらいまでは皆さんそれぞれ会社で再雇用なんかありますけれども、そういう自分の仕事が終わった後、家における機会がありましたら元気な方はどんどんそういうひろばに参加していただいて、サービスするほうにも5年後、10年後に期待をしているところでございます。

また、今年度は第7次妹背牛町高齢者保健福祉計画・第6次妹背牛町介護保険事業計画の最終年度を迎え、次年度の計画の策定の年になっております。今後のさらなる高齢化の進展に対応するため、現在検討されている介護保険制度の内容改正に充分留意しながら、地域に根差した計画を策定し、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケアの構築に向けて取り組みを展開してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で6番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） 通告に従いまして、質問いたします。

1点目は、外国人技能実習生について伺います。町のホームページに人口動態が記載されており、現在外国人の居住者が男性11名、女性2名の合計13名が住民登録されております。研修制度そのものに対する議論はあるものの、人口減少が進む中で労働力不足による人材確保や若者が元気に働くことで企業の活性化につながる。この研修生制度を受け入れる機会が将来的に伸びる可能性があると考えます。実際に人口減少が進む中で、非常に危機感がありますし、拡大を求める自治体の理由として、働き手の確保あるいは国際化を図る、そして税収の増が挙げられておるところでございしますが、そこで本町での現状を伺いたいと思います。

1点目につきましては、妹背牛町で受け入れている形態は企業単独型なのか、団体管理型か伺いたいと思います。

2点目は、現在まで事故、トラブル等は発生しているのか伺いたいと思います。

3点目は、実習生が日々の生活を安心して送る上で、行政としてどのように考えているのか伺いたいと思います。

4点目として、今後商工会、企業、農協などから発案があった場合、自治体が窓口になり研修生受け入れ事業を行う考えがあるのか伺いたいと思います。

以上4点についてお答えを願いたいと思います。

次に、職員の育成についてお伺いいたします。社会情勢の急激な変化とともに、厳しい財政状況の中でさらなる住民サービスとまちづくりに対応するには、職員の政策提案、企画力、判断力を高めることが重要だと私は考えております。特に将来を担う若手職員には研修の機会を与えて、さらなる能力の向上等を図ってもらいたいと考えているところでございます。職員研修は、一般研修、実務研修、政策研修など数多くあるが、平成29年度において予定受講回数と職員研修費として幾ら予算計上しているのかお伺いしたいと思います。

以上2点についてよろしくご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から1番目についてご答弁申し上げます。

外国人技能実習生の受け入れにつきましては、企業単独でありまして、国などの補助金はないと聞いておりますが、詳しいことを商工会に問い合わせたところ、商工会でも把握していないということでした。しかしながら、昨年7月14日の北海道新聞に道内ふえる外国人、石狩、妹背牛増加率全国トップ、増加率600%の報道があり、妹背牛町の自動車部品鑄造の佐藤鑄工さんが平成27年、ベトナムの実習生6人を受け入れておるとの報道がされておりました。さらに、28年に6人を受け入れ、現在12人、うち女性2人を受け入れている状況でございます。佐藤社長は、人手の確保を東南アジアでの商機の足がかりにしたいという考えで受け入れ、実習生は技能取得への熱意があるとのコメントが掲載され、本年度につきましても受け入れを6人予定していると聞いております。

町にはトラブル等などについては情報は入っておりません。

また、3番目につきましても、受け入れ先の会社が流通産業協同組合を通じ、現地、例えばベトナムで面接をして実習生を決め、内定者は出国までの1か月から4か月間教育カリキュラムを24時間の寮生活を行いながら、日本語、文化、生活習慣、日本人の道德観、団体生活を学び、入国後日本の生活になれるように教育を行い、入国後さらに茨城県の研修センターにおいて1か月間の講習を受けます。さらに、労働災害を防止するための取り組みが5か月間を終了し、受け入れ企業に配属され、3年間の技術実習がスタートする仕組みでございまして、日常生活につきましては町内の商店での買い物をしているところを

見ましたが、片言の日本語ができるということで、支障がないというふうに思っております。

4番目につきましては、外国人の研修受け入れにつきましては3月9日の道新に滝川建設協会が北海道中小企業協同組合の担当者を招いて外国人技能実習生受け入れ制度の研修会を行ったと掲載されており、滝川市の企業が受け入れると書かれてございました。また、きょうも雨竜町でも建設業界、企業で受け入れされているということが報道されております。今後建設、土木関係部門でも受け入れがふえるのではないかとというふうに思っておりますが、本町が窓口として外国人受け入れ事業を行うということにつきましては、北海道中小企業協同組合または流通産業協同組合など組合員になっていかないと当然トラブル等の解決はできないということも危惧しておりますので、その点を踏まえながら、今後については考えておりませんことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 私からは、2番目の職員研修による職員の育成についてご答弁申し上げます。

まず初めに、職員の研修実態について申し上げます。本町においては、昭和58年度から平成4年度においてはほぼ毎年、そして平成10年、14年と空知支庁、北海道庁において1年間の実務研修を受けておりました。これが議員ご指摘の実務、政策研修に当たるものだと思います。ご承知のとおり本町の行財政運営の立て直しなどから、平成10年度から第1次行政改革が始まり、第3次行政改革が終了の平成21年度までの間においては3名の職員、しかしこの内訳は技術職が2名でした。しか採用されずといいますが、できなかったと。ですので、空白の十数年間となってしまう、前述の実務、政策研修に出したくとも出せる状況ではありませんでした。平成23年度から現在に至っては毎年一、二名の新規採用を継続しておりますが、行革による空白の先ほどの十数年間は今も尾を引いておりますし、なおかつ一部事務組合や広域連合への派遣もあることから、職員の長期研修はなかなか厳しい環境となっております。

議員ご指摘の社会情勢の急激な変化と厳しい財政状況に対応すべくは職員の知恵と工夫による政策提案、企画力を高めることが重要であることは、まさしくそのとおりであると認識をいたしております。その中で本町の将来を担う若手職員への研修機会の提供となりますが、現行においてはまず新規採用者の基礎研修、これが3日間、採用2年目の初級研修、これも3日間、6年目の中級研修がございます。これも3日間、そして中堅職員に対する監督者研修、こちらも3日間ですが、これらが町村会主催により実施され、本町においても対象の職員については参加を必須としております。これら一般研修とは別に専門研修として税務研修、法務研修、戸籍関連研修などそれぞれの担当部署における各種の研修にも出席しているところでございます。また、東京の総務省自治大学校に約3カ月間の入校や北海道町村会の養成講座を修了した中で、基礎、初級、中級の講師資格を取得した職員3名を擁しております。講師派遣依頼には対応している現状でございます。いずれにい

たしましても、若手職員へのこれら一般研修受講を必須としておりますが、議員ご指摘の実務、政策研修の受講機会については現行の職員体制での長期研修はなかなか厳しいとはいいつつも、その重要性に鑑み、人員配置等を再度検証していく中でその研修機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問の予算書による研修回数及び研修費用については、先ほど申し上げたとおりそのほとんどが町村会主催ということもあり、研修地への旅費の支出しかなく、また担当部署における専門研修についても出張扱いでの旅費支出となりまして、本町が実施の一昨年のコンプライアンスや昨年実施をいたしましたアンガーマネジメント研修での委託料とは違い、予算書では総務費の一般管理費、9節旅費が主でございまして、その他各科目の旅費に計上されていることから、回数等についてはわからないことを申し添えまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 1番目の外国人の実習生については、町としての考え方はわかりました。私は、外国人居住者の人数を町のホームページに記載されているという姿勢については、我が町は国際貢献や協力をアピールするためにと感じたので、質問をさせていただいたところでございます。共同通信のアンケートの中では、80%の市町村に外国労働者が住んでいるといったことで、何ら珍しいことでも何でもないわけでありまして。ただ、私はホームページの中にしっかりと明記をされているというのは何らかの意図があったのかなと思って、こういった質問をさせていただいたところでございます。

北海道につきましては、ちょっと古いデータですけれども、毎年5,000人以上が実習生として入ってきているということが言われておるところでございます。自治体が窓口になって受け入れを行うことについては当町では消極的でございますし、また今後も企業の自主性に任せていくといったことは、これはよいにしても、私は実習生が日々妹背牛町で生活を安心して送る上で、行政として何かサポート的なものをしてあげることも必要なのかなといったことも考えておるところでございます。先ほど課長の答弁からありましたように、滞在期間最長3年でございます。この3年間を無事に終えて、妹背牛町住民でよかったと言っていたきたいし、またそういった考え方を持って帰国できるよう何らかの形で支援のほうができないものかどうか、これは町長の考え方をもう一度お聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、職員の育成についてでございますが、私は職員に投資をして人材をしっかり育てるといった姿勢が町長に求められるのかなというふうに思っておるところでございます。全国市町村研修財団による市町村アカデミーあるいは国際アカデミーの受講を私平成24年から平成27年の4年間で調べてまいりました。北空知管内では、妹背牛町を除く1市3町が毎年参加をしている状況でございます。また、受講者1名に対しては3万円が助成になっているというふうに伺っておりますし、こういった面については計画的に参加

を考えていただきたいというふうに思っております。市町村研修センターもあるというふうに聞いてございますが、ぜひありとあらゆる能力を兼ね備えた職員の育成に向けてしっかりと行政が向かい合ってほしいというふうに思っておりますし、またちょっと話はかわりますが、市町村振興会主催で職員の海外研修、そういったものも何かあるようでございます。経費は通常経費の4分の1が町の持ち出しで、あとは市町村振興会が支援があるというふうに聞いてございますので、ぜひこういったことに参加して、まちづくりや特産品の開発に非常にアイデアを出した多くの職員がいます。こういう事例も全国にたくさんございますので、その辺もぜひ職員の研修について町長の見解をいま一度お伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私から外国人技能実習生と職員の育成について答弁をしたいと思っております。

先ほど渡会議員さんのほうから行政として支援できる、あるいは研修された外国人の方が胸を張って北海道、妹背牛はよかったよというふうに印象づけてほしいということで、今回6名に対しては妹背牛町の空き家を利用して住んでもらうことになっておりますので、その辺も商工会あるいは企画振興課と共同して支援を提供しているところでございますし、今後日本の技術を学ぶ点では介護、医療、福祉、製造業あるいは土木、あるいは農業技術も研修生というのは多分入ってくることが多いのかなと思っておりますけれども、そういうときには必ず先ほど申された流通産業組合というところを通してからでないと、確実な研修生、あれば受け付けていきたいと思っておりますし、先ほども答弁しましたけれども、妹背牛町はやはり農業の所得がふえて商工会、商店街が潤う、それが私は第一のまちづくりになっていく、続けていかなければならないと考えておりますので、人口減少に負けない、そして人口減少、減った中で町民の幸せを求めながら何ができるのかを探していく、そういうような行政をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、職員の研修につきましては、重要性については一昨年12月定例会で渡会議員さんよりご指摘をいただいて、コンプライアンス研修の実施からある意味職員にも浸透してきており、今度はアンガーマネジメント研修を開催し、今後においても毎年継続していかねばならないと考えているところでございます。

質問につきましては、将来を担う若手職員への研修機会の提供でありまして、現行の厳しい職員体制ではありますが、一般質問通告書に示していただきましたように本当に褒め言葉でありますけれども、さらなる職員の能力の向上を目指しながら、よりよい住民サービスの提供が図られるよう私どもとしても知恵を絞りつつ、研修会への提供に努めてまいりたいし、先ほど提案ありました海外研修についても今度財政と、あるいは職員体制も鑑みて検討していきたいと思っておりますし、本年の3月で2名、来年の3月で3名、計5名の方がここ一、二年で管理職、課長職を含めまして定年退職となっております。ということは、

今の主幹職から課長に昇格するわけですが、町民の負託に応えられる事務能力の高い職員を育てていかなければなりません。この辺もご理解を願ひまして、今後ともご指導お願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、来週14日は午後9時より本会議を再開します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員